

## 第409回南国市議会定例会会議録

第3日 令和元年9月11日 水曜日

### 出席議員

1番 神崎隆代	2番 植田豊
3番 浜田憲雄	4番 山中良成
5番 岩松永治	6番 西川潔
7番 土居恒夫	8番 高木正平
9番 有沢芳郎	10番 中山研心
11番 前田学浩	12番 村田敦子
13番 岡崎純男	14番 小笠原治幸
15番 野村新作	16番 浜田和子
17番 浜田勉	18番 土居篤男
19番 福田佐和子	20番 西岡照夫
21番 今西忠良	

—\*—

### 欠席議員

なし

—\*—

### 出席要求による出席者

市長 平山耕三	副市長 村田功
参事兼総務課長 西山明彦	参事兼財政課長 渡部靖
参事兼企画課長 松木和哉	情報政策課長 原康司
危機管理課長 山田恭輔	税務課長 高野正和
市民課長 崎山雅子	子育て支援課長 溝渕浩芳
長寿支援課長 島本佳枝	保健福祉センター長 土橋愛
環境課長 谷合成章	農林水産課長 古田修章
農地整備課長 田所卓也	商工観光課長 長野洋高
建設課長 西川博由	地籍調査課長 横山聖二
都市整備課長 若枝実	上下水道局長 橋詰徳幸

会計管理者 兼会計課長	秋田節夫	福祉事務所長	池本滋郎
教育長	竹内信人	教育次長兼 学校教育部 長	伊藤和幸
生涯学習課長	中村俊一	選挙管理委員 会	高橋元和
監査委員 長	天羽庸泰	事務局局長	弘田明平
消防長	小松和英	農業委員 会	

\*—————\*

**議会事務局職員出席者**

事務局長	公文知子	次長	野口裕介
書記	門脇智哉		

\*—————\*

**議事日程**

令和元年9月11日 水曜日 午前10時開議

第1 一般質問

\*—————\*

**本日の会議に付した事件**

日程第1 一般質問

\*—————\*

午前10時 開議

○議長（岡崎純男） これより本日の会議を開きます。

\*—————\*

**一般質問**

○議長（岡崎純男） 日程により一般質問を行います。

順次質問を許します。17番浜田勉議員。

〔17番 浜田 勉議員発言席〕

○17番（浜田 勉） おはようございます。

私もこの演壇がラストスピーチになるという実感、5期20年という言葉の中に占める思いは格別のものがあります。言葉にすれば惜別の情、あるいは望郷の念、あるいは感慨深いものがあります。そんな思い、何とセンチメンタルかと自分でも思いながら新たな境地かなというふうに慰めております。この間、私は議会制民主主義を根幹、二元代表制を基準に対処し、得て

きたと確信をしております。改めて5期20年、全てを含めて皆さんには大変なお世話をいただきました。ありがとうございました。

私が議員になったときは、日本共産党は5名で意気軒高、その当時は野党共闘が頻繁に行われ、それがまさに共同テーマでありました。いつも政策論争は行われていました。同期の浜田和子さんなどとも共闘はいつでも同じでありました。また、その当時の執行部の側もおもしろいもので、浜田市長、そして浜田副市長、そして議員には浜田善守議員、浜田和子議員、そして私浜田勉というふうに5名の浜田が直近で並んでおりまして、いつもお互いに5名というはえらいもんじやのうと言うて笑いながらお互いを励まし合ったものでありました。そのころ政治状況は変わって、自民対野党ということだけではなく、自公対野党というふうにしてその後の政治状況は変わってまいりました。私のこの20年間の歩みというのは、農業を基本ベースに、とりわけ対米従属、日本農業蔑視の自民党路線、これは私だけの問題じゃなくて、日本の将来にわたって許されない行為であるという立場で市民の皆さんと力を合わせ、農業の再建に向かって努力を重ねてきたと思っております。

では、恒例により6月議会以降の世界の動き、移り変わり、変遷、出来事等を振り返りながら、今後の糧に生かしたいものであります。世界的に見れば皆さんも頭を痛めているように、トランプによるいわゆるトランプファースト。アメリカファーストではありません、トランプファーストの無礼打ち、そんなふうなことがやられ、そしてそれが世界のいわゆるワンマンショーの舞台を提供する。そんな中で世界の経済が不安度を増しています。また、ヨーロッパでは、大英帝国というその威信が総崩れ現象となっています。EU離脱をめぐる実際は、ベルギー国籍の取得者が数千人に及んでいるというふうなことをとってみても、まさに大英帝国は崩壊の一途であります。この離脱についても再考をされることが望ましいのではないかとこのように思っております。さらに、北アイルランドでは、若者の失望により暴力の連鎖が危惧される、そういうふうなことまで起こっているというふうなことは、これをEU離脱をめぐることは世界的な問題として我々自身も受けとめなければならないと思っております。

ではまたこの間に、ビキニの被災、いわゆる水爆の被災の実態が問われる会議、つまり国賠訴訟控訴審というのがあっておりまして、この中で明らかにされてきたのは、ビキニにおける被害、これを隠蔽する。そして、なお漁師の人たちを人間として扱わない、物としてしか見なかった、そういう実態が明らかになってまいりました。ビキニ環礁におけるある水爆は見舞金が200万ドルで片をつける、これで政治決着で終わる。当時の日本政府は大規模な戦犯の開放と仮釈放を取引材料に、つまり戦犯は大切な国の宝、漁師はただのものというふうな扱い、汚染

マグロの値と同じような取り扱いがされた、いうふうにはこの中では暴露されております。国は初めから、漁師の中でも第五福竜丸は特別扱い、つまりビキニ環礁における被害は第五福竜丸で片をつける、いう当初からの計画であったかのような内容が暴露されております。私はそれらの点で、政府における国民を人間として扱う、そういうことは強く求めなければならないと思います。つまりビキニ水爆被災ははかり知れない人たちの命にかかわる人道上の問題、加害の米国と一緒に核実験の人体への影響を矮小化する日本政府の責任は今も重大です。人間のための司法、そのことが強く求められると思います。

また、せんだってウラジオストクで安倍、プーチン会談が開かれました。ここでは日本の領土、領土主権の問題が軸でなければなりません、進展なし、これではナンセンスと言わなければなりません。日露領土問題の根本には、旧ソ連のスターリンが領土不拡大という戦後処理の大原則を踏みにじり、千島列島を占領し、米英ヤルタ秘密協定に基づいてサンフランシスコ条約で追認したという不公正があります。これを突かずして信頼関係などという浪花節で国際関係が進むはずはありません。私はその点を強く怒りに覚え、皆さんに報告しなければならないと思いました。

また、私は6月議会を振り返ってみたいと思います。

私の議員生活20年、この20年の中で4つのテーマが1期議員としてどう態度をとるべきなのかということが問われました。

1つは、四国中検をめぐる土地改良区のあり方、行政による開発許可と被害を受ける住民の意思、これに私は紹介議員として参加をし、住民の意志に従ってこれの改善を強く求めたものでありました。

次は、ものづくりセンターの3億円、言葉はきついかもわかりませんが、高値契約のあり方、その入札のあり方の問題が問題として明らかにされながら、それを容認した形で高値で話をつけていくというふうなことは、市民サイドから見れば、そんなあり方、そんな入札である、競争入札と言える、というふうな問題があったと思いました。私はその点で市民サイドから見るその行政のあり方、その立場で意思表示を行いました。

そしてまた、稲生の祇園様北側の太陽光設置、埋め立てによる水害、生活破壊防止の願い、これも紹介議員として請願を皆さんと一緒にやっております。

さらに、比江のヤマサキ養鶏の50年以上に及ぶ臭いと汚いのこの行政対応をただす。その意思表示を行うことができました。まさに20年の集大成、まとめて議員のあり方が問われておる6月議会でありました。私はその点でみずからのとった態度については、これはよくやったな

というふうに自我礼賛、礼賛ではありません、そう思いながら今後の市民生活への中でのあり方を見詰めていきたいと思います。

では2点目、質問に入ります。

これは私のタイトルは、事故への賠償責任で支払うよりも、事前の策は安価で効果は万人の輝き、イエスかノーかというふうに問いかけをいたしました。私の早とちりがつくった喜びの輪であります、9月1日、田役の日でした。41名の人が出てくれて古川の木刈りは、10時30分ごろ済みそう。その前日の土曜日に竹林の樹木、直径30センチくらいの木が4本、これが道に覆いかぶさって通行不能にしておりました。そこで、市民の方から、市道じゃおがよ、あれは早う切りやというふうな御意見、御要望がありまして、それを思い出し、だけどきょう市へ言うてもできるはずがないと納得をして、田役のいわゆる土地改良組合の理事と協議をして一緒に現地を見て、そしてプロ級の大工さんに相談。よしよし、それはできるでよ、こればあのことはというふうなことで、皆さんがはしごを持ってくる、そしてチェーンソーを持ってくるなど、一気に作業の準備が整い、そしてこの作業に入ったわけであります。そうすると、見る見るうちに伐採が進み、されどチェーンソーは切れなくなり、高須のセンターで2台を借りてくるというふうな、そういう時間的な無駄はありましたけれども。それを作業へ田役の作業が終わった方、20名くらいを集めて、それを整理整頓をしようと思って集めたところ、1人の方から、これはあしんくの山じゃというふうな地主がいて、そこでビールの話が成立するというおまけまでつきましたが、作業はバケツリレーのごとく、木材の切断物を山に投げ込み、2時間余で完了いたしました。

これを普通の作業労賃等で換算をすると、10万円以上ということになることは間違いありませんが、これを一気にやってのけた、これは協働の力であります。つまり今後起こり得る震災、つまりここでの協働作業の一つを前倒しというんでしょうか、そういうふうな取り組み、協働でそういうふうなことをやっていく。また前議会でも取り上げましたけれども、下枝刈り、今や下枝刈りというふうな字の下枝ではありません。本管というぐらい大きくなった木を切ってくれ切ってくれというのは、各戸の願いです。高齢化とそして空き家、この中でこの下枝刈りが下枝でなくて、大きな木刈りというようなことがどんどん要望されております。まさにその点では、この作業は大きな教訓でありました。

私は行政サイドの中に、例えば、この多面的支払交付の作業の中にこれを入れることはできないか、前議会でも取り上げましたところ、それはノーでありました。何とナンセンスな認識でしょうか。今の現実はそのような甘いもんじゃないんです。深刻な社会状況となっているくらい、

その下枝刈りとかは大事な作業です。それは、村落協働体における生活の実態であるということを理解しなければなりません。また、この作業がまさに、言えば、まぐれ中のまぐれ、あるいはこんなチャンスはそうはないというふうに理解をしてもいけません。こういうふうなことを機会をつくって、そして集落のそういう実態に合致した取り組み、これについて行政がどう支援できるのか。行政がっぼり丸もうけというほど威張ってもやりもしません。やりもせんのに、そこまで威張ってくれとは言いません。だから、行政はそれらを支える、この地域でそういうふうにとらえようとする、そのことを支えて、地域の生活環境擁護のために全力で協調されることを願って質問いたします。

次に、たばこは百害あって一利なし、知らぬ人なし、でありますけれども。たばこの歴史的な経過を見れば、国家に保護された半ば国家的事業として、お米が供出と言われたように、たばこも国策作物として第2次世界大戦が終わるまでは出征兵士に天皇陛下のたばこ、恩賜のたばことして戦地へのはなむけとして下しおかれたものでした。戦後は、国家的な保護は別にして、電柱一本残らず、きょうも元気だ、たばこがうまいの看板が約幅30センチ、縦1メートル50くらいの看板が電柱には全部張られておりました。たばこは重要な国の収入源として、農水省の管轄ではなく大蔵省のドル箱として保険までつくり上げ、生産を奨励してきたことは皆さんも御存じであろうと思います。その後は、健康増進法改正のたびに、たばこの害が強調されました。だが、JTはうそ八百の非科学的な見地から無害論を展開、このたばこの禁煙への方向づけを妨害してきたのはJTそのものであり、そして財務省であったと言えると思います。

たばこの収益ということでは、現在でも2兆円の税収、交付金の原資として市町村を縛り上げ、財務省もJTの筆頭株主として900億円の配当を受け取っている。そのようにたばこ税があるから論で、禁煙論者の口を封じてきたのが今までの一定の経過でありました。だが、そんなことはもう言うてはいられません。南国市でもたばこ交付金は確実に入ってきています。南国市のたばこ撲滅、たばこについて行政として取り組んでたばこを撲滅していく、その方向づけは、浜田純市長と橋詰副市長のときでありました。この取り組み、絵にもならん、笑いにもならん傑作でありました。市庁舎の玄関に大きな灰皿2つを置き、浜田市長と橋詰副市長がすばすばとやっているではありませんか。こうなると、禁煙デーではなく、たばこうまいうまいキャンペーンのようで、今さらながらおかしくてなりません。

だが、その後は大きく変わり、たばこへの関心は庁舎全体に大きく広がってまいりました。最初は、今言ったように表の玄関、そして庁舎の裏に灰皿を移す。次には各階に1カ所、2階の北出口の喫煙所、さらには5階1カ所など、目まぐるしいくらい移動舞台がつくられてまい

りました。今は2020年4月1日から施行されます新たな健康増進法、この法律は望まない受動喫煙を防止するため、取り組みはマナーからルールへと変わりますと述べています。言葉はなかなか粋ですね、粋だね、されど判断力から拘束力で実行できるものではありません。禁煙へ実態ある取り組みがなければなりません。その後のちまたの動きはオリンピックを救いの神、あるいはだしにして、この敷地内、店内禁煙が広がっていると思いますが、県下の先進あるいは全国の取り組みはどうでしょうか。

平山市長の就任直後の議会答弁では、あしたからでも敷地内禁煙は規定のルールと言わんばかりのように受けとめる、そんなふうになんかニュアンスがあったように思います。私の思い違いがあったかもしれませんが、その後どういうふうに進んでいるのかお尋ねをしておきます。

また、各市、各県ではオリンピックに間に合わせ、つけ焼き刃的な面もあると思いますけれども、全力傾注はうれしい限りです。命と健康を守る取り組みでありますから、これはサボってはなりません。

では、南国市の取り組みの現状と来年の4月1日以降の完成図、いわゆる南国の取り組みの到達はどのように描かれているのでしょうか、そこまでお尋ねはする準備をしておきませんでしたけれども、これは当然のごとく消化できる内容としてお尋ねをしたいと思います。南国市への交付金、たばこ3億円、この3億円が縛りとなってたばこ撲滅の行動を足をとめるというふうなことではならないと思います。それ以上に体をむしばまれ、そして命まで奪われていくという実態を見るときに、これは3億円どころの話ではないということをお尋ねを申し上げ、たばこについての南国市の積極的な取り組みを求めて質問いたします。ありがとうございました。

○議長（岡崎純男） 答弁を求めます。市長。

〔平山耕三市長登壇〕

○市長（平山耕三） おはようございます。

浜田勉議員さんの御質問につきましてお答えをいたします。

まず、浜田勉議員さん、5期20年の長きにわたり地方自治制度における二元代表制の中で市民に選ばれた議員として御尽力をされてきたということに敬意を表するところでございます。

今まで浜田議員さんは、一貫して中心に農業を据えて農業を守るというスタンスで御質問をされてきたということでございます。そのほかにも、いろいろ世界情勢というようなことでさまざまな御示唆もいただいたところであります。また、先ほど6月議会でもそういう今までの問題と思われる視点も御指摘もいただいていたところでございます。その中で今まで御指摘いただいたことに対応できることは対応をさしてきていただいたというふうにも思ってお

ります。私もまだ2年少しの市長としての期間でございますが、その2年少しで全て対応できるというわけでもございません。なかなかすぐに解決できない課題というのもございますので、引き続きそちらにつきましては解決に向けて取り組んでいきたいと思うところでございます。今まで浜田議員さんから御指摘いただき、今まで市政の課題解決、また発展に向けて御示唆をいただいていたことには心より敬意と感謝を申し上げまして、第1問目の御答弁にかえさせていただきます。

続きまして、禁煙について、敷地内を禁煙にというようなことを私が申したようでという捉え方をいただいているということでございます。私も就任して2年ということで、その際に平成30年度昨年度に敷地内ではなく、施設内を禁煙にしたいということで答弁させていただいて、それで平成30年度から施設内は禁煙にするということを申し上げ、西側に喫煙所を設置したところでございます。この喫煙所を設置した今の状況ということは、2020年4月1日から施行される受動喫煙を規制する法律であります改正健康増進法の基準は満たすものであります。

今後はどのような方向で進むのかという御質問でございますが、やはり将来的には敷地内の禁煙ということを目指し、取り組みをしないといけないと思っております。しかしながら、昨年度、平成30年度に今の状況にしたというところでございますので、もう少しは今の状況で様子を見てまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 建設課長。

〔西川博由建設課長登壇〕

○建設課長（西川博由） おはようございます。

浜田議員の言われておりました、道路へ倒れてきた竹、木等の処理のことについてのお答えであります。議員の御指摘されておった箇所は今回農道であったようですが、建設課の現在の対応といたしましては、6月議会でも申し上げましたとおりに、台風等によって市道、農道へ倒木があつて通行に支障がある場合は、通行確保のために道路部分の伐採をしております。また、通常時においても市道の通行に危険な箇所には市で通行が確保できる対応をしております。しかしながら、道路から外の部分の木の根とか倒れそうなものにつきましては、所有者の方において処理をお願いしておるところでございます。以上です。

○議長（岡崎純男） 保健福祉センター所長。

〔土橋 愛保健福祉センター所長登壇〕

○保健福祉センター所長（土橋 愛） 浜田勉議員さんの禁煙について所長の考えは、という質問についてお答えいたします。

2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催に向けて、国は受動喫煙対策の徹底を図ることを目的として、2018年7月に健康増進法を改正しました。その趣旨は3つあり、1つ目は望まない受動喫煙をなくすこと、2つ目は受動喫煙による健康被害が大きい子供、患者等に特に配慮すること、3つ目は施設の類型、場所ごとに対策を実施することとなっております。

具体的には、多くの者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者が受動喫煙を防止するために必要な措置をとらなければならないようになっており、この義務に違反すると知事による指示を受け、それでも改善が見られない場合には、最終的には罰金、義務違反をしていることを公表されることがあります。これらの対応が、今回の健康増進法の改正がマナーからルールへと言われている理由であります。

保健福祉センターの保健指導の場では、受動喫煙の健康への影響の啓発に努めておりますが、保健指導だけでは対策として弱かったものが、これからは望まない受動喫煙者がたばこの害から法律によって守られるという画期的な法改正だと考えます。また、この法改正を契機に、喫煙者の方も御自身の健康問題として考えるきっかけになるような保健事業を推進していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 浜田勉議員。

○17番（浜田 勉） お答えをいただきました。

結論的に言えば、焦らず、改善に努力をしてまいります、てなぐあいになるわけです。たばこについては、私自身がたばこを15年前まで、かぼかぼかぼかぼ吸うて、あげくの果てがなれの果てというふうな状況になっているわけですから、まさに人体実験そのもので、いわゆるモデルケースとして私はたばこは悪い模範的なコースだというふうに皆さんに吹聴しているわけです。だから、私はその点でたばこは理屈はない、やめたらまし、というふうに言葉で表現をしていきたいと思えます。

市長のほうからたばこの現在、4月1日からの新しい健康増進法、これでの基準という点では、言えば基準は該当しておると、それをクリアしておるというふうなお話でございました。一瞬の油断はこれは大事故のもと、これは交通事故でありますけれども、安堵するというのも、これも甘い考えです。日に日にたばこの害というのは進んでいるわけで、それを緩慢な処理で、あるいは緩慢な見方でそれに対処したとするならば、それはその医学的な根拠なども知り得る立場にある人がそれを放置するという事は、これは犯罪的な行為というふうに受けとめられるというふうに見なければならないと思えます。

だから、行政の役割というのは、わかっています、ええ、何とかしますじゃ、らちが明かん

わけで、これを片をつけるというふうな内容で論議をされ、そしてそれに向かって段階的な処置、段階的なスケジュール、段階的なあり方、これを運んでいただきたいと。だから、せっかちに焦って片がつくわけではありませんので、その点ではゆっくりしながら取り組んでいく必要があると思います。その点では、何か方策がありますかっていうふうなことをお尋ねをしておきます。

次に、樹木の除去の問題です。

南国市は毎議会、交通事故、これは対物保険で支払っておる。何かしゃあしゃあと保険で払っておりますということで片はついたというふうな、そこまでは意地くそ悪う言いませんけれども、それと同じような内容、つまり道路の整備状況が悪いという中で事故を起こす、そして賠償支払いをする。つまり賠償支払いをするというのを言葉で表現すれば、これは加害者ということであり、そして賠償という言葉の持つ内容は、これは行ってはならない行為というふうになるわけでありまして。その点では私はやはり事前の策としての取り組み、これを行政のほうは各地区の要望等を聞いて、そしてそれを生かしていく、つまり事前の策こそ市民生活に安心を与える環境づくりと言えらると思います。その点で建設課長、もう一遍けちくさいこと言わんと、そこらあたりを柔軟にお答えいただけませんか。

その2つ、それからたばこの問題について、所長のほうから所長の見解という形で原則的な御答弁をいただきました。それを略して例えばこういう場合はというふうなことをお話ができる材料があるとするならば、皆さんにお話をさせていただければと思います。なければ結構です。

では、市長と建設課長、そして願わくばたばこについての土橋さんのお考えをもう一度お尋ねしたいと思います。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） 浜田議員さんの喫煙についての御質問の2問目ということで、今後どのような方策をとっていくのかというふうな御質問でございます。

これからそれについて敷地内禁煙ということになりますと、やはりそう決断をするということが必要になるわけございまして、その決断をするということに對しまして、やはり浜田議員さんもおっしゃったとおり段階的にということもおっしゃっておられましたが、いつまでにこれをやりますということを決めるということが次の方策、それ以外にないと思います。それをいつまでにということもまた検討していきたいと思ひます。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 建設課長。

○建設課長（西川博由） 浜田議員の質問にお答えします。

確かに地元それぞれお困りということもございますが、建設課といたしまして現在そこまでの対応は、申しわけございません、ようしないところでございます。以上です。

○議長（岡崎純男） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（土橋 愛） 浜田勉議員さんの私の答弁を要約すればという御質問についてお答えいたします。

私の感想ではございますが、分煙については随分進んだと思っております。というのも私が若い、市役所に入庁したくらいには、もう職場で喫煙が当然でした。飲食店も当然一緒でした。それが今振り返ると本当に職場で仕事をしていて受動喫煙することはありませんし、飲食店も喫煙者のいる店を避けることもできるようになりました。やはり長い年月をかけて地道な取り組みの結果、このように受動喫煙がだんだん守られていると思っております。今後もこうやって地道な禁煙の取り組み、受動喫煙を防止する取り組みを進めていくのがやはり地道ではありますが、確実な方法だと思っております。以上です。

○議長（岡崎純男） 浜田勉議員。

○17番（浜田 勉） 市長のほうからは、スケジュール的にはもうわかっていますよ、それしかないですよというふうなお答えをいただきました。まさにそのとおりでありまして、うれしく拝聴いたしました。これはもう拝聴の段階ではない。次には実行する段階。スウェーデンの学校における教育の中でこんなふうに言われておりました。スウェーデンでは、民主主義は学校で教えるものではない。学校で実践するものであるというふうに教えておりました。これは今の高校生の18歳からの選挙権なんかを、高知県では二十数%、スウェーデンでは八十数%というようなことの対比の中でそれが強調されております。私はまさにそのとおりで、実践の妙味、これを皆さんで進めていただきたい。市長の決意をうれしく拝聴しながら、それを改めて強調しておきたいと思えます。

それから、建設課長、しょううるさいことを言うてごめんよ。けど、しまいにもうちとぼそぼそと言わんとはっきり言うてもらいたい、ということをお願いをして終わります。ありがとうございました。

○議長（岡崎純男） 19番福田佐和子議員。

〔19番 福田佐和子議員発言席〕

○19番（福田佐和子） 私は通告してあります、市民が主人公の優しい市政を、この立場から国保税、介護保険料、利用料の軽減、2、子供、高齢者、障害者が安心して暮らせる生活環境の整備、3、公立保育所でのゼロ歳児保育、4、ものづくりセンターの位置づけと市民参加、

5、（仮称）地域交流センター、6、中学生の自死について伺います。

台風被害に加え猛暑の中、クーラーを使えず亡くなられた方や親からの虐待で小さな命を落とした子供たちなど、自然災害だけではなく、厳しい暮らしを強いられている多くの人たちをどう守るのが問われる夏でもありました。南国市は、命を大切にし、市民に優しい市政であるようにと願っております。

まず1点目は、国保税、介護保険料、利用料の軽減についてお聞きをいたします。

4年前の改選時に寄せられた切実な引き下げの願いを、この4年間、質問と軽減策を提案してまいりましたが、市はこの4年間、この市民の声をどう受けとめ、対応されてきたのか、お聞きをいたします。また、今後の見通しについてもお聞きをしたいと思います。

まず、国保について伺います。

長年、納得できないと言われていた資産割がなくなったことは、市民の二重払いの思いが払拭されてよかったわけですが、その分平等割、均等割、所得割が上がり、結果としては国保税がまた上がったという層もおられます。市民の高過ぎるとの声を受けとめ、他市の軽減策や子供の均等割の免除など、いろいろ提案してきたことにつきましては担当課で検討もしていただいたと私は思っております。国保税引き下げは、命のかかった市民の願いです。検討を重ね、早急に実現をと願っております。4年間の取り組みとその結果、そして引き下げについてのお考えを市民課長にお伺いいたします。

○議長（岡崎純男） 市民課長。

○市民課長（崎山雅子） 国保税につきましての市民の御負担についていろいろと御提言をいただきまして、ありがとうございます。

この4年間につきましてということでございますが、国保税につきましては被保険者の方の御負担に配慮し、基金も活用しながら調定額、税率を決定してまいりました。平成29年度には、27年度、28年度の国保財政が赤字であったという状況から、全体で4,000万円の増額をお願いいたしましたが、その際もなるべく平準化するよう税率を決定しております。平成30年度には国保制度改正に伴い、今後の国保税標準化の流れから資産割を廃止し、3方式に変更させていただきました。国保税の調定額についてはその際、全体で4,500万円引き下げ、また世帯人数の多い世帯の御負担が急激にふえることがないように均等割を抑えるなど、高知県から示された標準税率からは若干変更して御負担をお願いしたところです。

本年度は高知県に納める納付金の額は当初予算比で前年度と比較して1億4,700万円余り増加しておりますが、基金を活用することで税率の変更、調定額の変更については行っておりま

せん。

また、国として対策を行っていただきたいことについては、市長会を通じて要望を上げてまいりました。平成28年度には国保制度改正に当たっての円滑な移行のための公費拡充、乳幼児医療費助成など、地方単独事業に関する普通調整交付金の減額措置の廃止、子供に係る均等割の軽減等の措置について、また平成30年度は多子世帯への保険料軽減などの支援、減額調整措置廃止対象年齢のさらなる拡充について、また本年度は18歳未満の被保険者の均等割についての国費負担について、このように被保険者世帯の負担軽減、子育て支援に関することについて議員の御提言も踏まえまして引き続き要望を上げてまいりますとともに、今後も基金を活用し、被保険者の皆様の負担に配慮しつつ、健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 福田議員。

○19番（福田佐和子） 市民課ではいろいろと検討もされ、市民の実情に合う負担のあり方も慎重に審議をされておられることがよくわかりました。ありがとうございます。市民課の窓口は市民のよりどころでもあります。これからもよろしく願いをいたします。

そこで、市長にお尋ねをいたします。

市長はこれまで引き下げることにはできないと答弁を、これは前市長からもずっと言われてきた中身ですけれども、来月から消費税10%増税など、市民の暮らしはますます苦しくなります。改めて考えるべきときだと思いますが、課長答弁いただきましたけれども、市長の国保税引き下げ、市民負担軽減についてのお考えをお聞きをいたします。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） 国保制度につきましては、先ほど市民課長からも答弁申し上げましたとおり、昨年度、県一の体制に大きく制度が変わったところでございます。その中で、県下の中の市町村が同じような繰り出しっていう形につきましては横並びといったような形になって、同じような制度の中で運営は始まったところでございます。今はまだそういった制度が始まったところでございまして、今後その財政運営がどのようになるかということは、まだ高齢者がふえていくこの状況でどうなるかというのは、かっちり予測を申し上げることもできませんが、安心してはられない状況は来ると、来て、これからも続くと思います。しかしながら、今はこの制度改正をやり、そういった横並びの県下、また全国的なこの制度改正の中の状況でございますので、今はもうこのままの状況が続けていく所存でございます。先ほど市民課長から申しました、これからの改善要望ということにつきましては、もちろん市長会のほうに改善して

はということ、これからも申し上げていくところでございます。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 福田議員。

○19番（福田佐和子） 県内全ての、高知県内ではありません、全国で県内全ての市区町村の引き上げの動向が判明した32都道府県のうち、都道府県化に当たり、国保の国保税が上がった市町村、これは大阪が9割、東京が6割、広島、神奈川は5割に上ることがわかりました。高知県では14番目にあり、3割近くの自治体が引き上げになっています。ちなみに徳島は20番目、香川は24番目、愛媛はわずか5%で、引き上げたのは1自治体のみと報道されております。

今回の調査では、国の言いなりに、先ほど市長答弁ありましたように引き上げをするのかどうか、それとも加入世帯の実情を考え、引き上げずに市民を守るのかどうか、これも問われる政策の転換だったと思います。国保税は生まれたばかりの赤ちゃんも負担する後期高齢者支援金、40歳以上65歳未満の方には介護納付金も課税をされております。一方では、多額の事業費を使っているのに、市民全体にかかわる負担軽減への予算がないというのは理解できないとの声は当然だと思います。市民の実情がわかるのであれば、何らかの方法で軽減をすべきだと思います。さきの課長答弁のように基金を使う、あるいは都道府県化の激変緩和措置をして、国が出している特別調整交付金をうまく使うことはできないのか。財政に詳しい市長なら方策はあるのではないかというふうに思いますが、引き下げようとの意思が先ほどの答弁では見えませんでした。改めてもう一度お聞きをしておきたいと思っております。ほかに方法がないのかどうかお聞きします。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） 必要な医療費、その負担について引き下げることが、その限られた状況の中で決められた制度の中ですることが可能かっていうのはなかなか難しいのではないかと思います。これは制度的にルールにのっとって国保制度は運用されているところでございまして、調整交付金に該当するような各項目をいろいろクリアして、そこを少しふやすというような努力ということはしていかなばならないと思っておりますが、それをぐっと国保税を下げる特効薬ということは、その今の制度の中ではないと思っております。それは個別の一般会計からの繰り入れというようなことになれば、それは負担、その税として負担すべきところを全体で負担するという考えにもなるかもしれませんが、そういった形では今考えておりませんので、なかなか制度中の国保税の負担の軽減というのは特効薬はなかなかないのではないかと思います。できる部分は努力して少しでも減るようにはしているところでございます。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 福田議員。

○19番（福田佐和子） 制度に基づいて運営をしているのは、南国市だけではなくて、全国市町村全てがやっていることで、その中でも市民負担は軽減をしている市町村もあるという事実を申し上げておきたいと思います。これ以上言っても答弁は同じだと思いますので、ぜひ市民の立場に立ち切って負担を考えていただくということを要望しておきたいと思います。

次に、介護保険料、利用料の軽減について伺います。

国民年金で暮らしながらアルバイトしている方は介護保険は必要だと思うけれども高い、もっと安かったら払いやすいのにと話をしておられました。今年度は第3段階までは減額になっておりますけれども、年金が少ない人にとっては大きな負担であります。国はこれから制度のさらなる見直しでケアプラン作成の有料化、自己負担を原則1割を2割にする、保険料支払い年齢を40歳以上から引き下げる、要介護1、2のサービスを市の事業にし、ボランティアで対応するという狙っています。誰もが必要になる介護を社会で支えるのではなく、結局自己負担、自己責任で保険料だけ徴収する制度に今なろうとしています。介護保険料につきましてもこの4年間、引き下げを求めてきました。この間の取り組みと結果を長寿支援課長にお尋ねをいたします。

○議長（岡崎純男） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（島本佳枝） 介護保険法により市町村は3年ごとに介護保険料の算定、介護サービスの計画、高齢者施策などを盛り込んだ計画策定が義務づけられており、現在は平成30年度からの第7期介護保険事業計画期間となっております。

介護保険料につきましては、本市では第7期計画期間の基準額を月額5,300円と設定し、算定の際には介護給付費準備基金から3年間で1億500万円を投入することとして保険料の急激な増加を抑制しております。

また、介護保険料の軽減といたしましては、本年10月からの消費税率引き上げに伴い、低所得者に対する介護保険料の軽減強化が図られております。平成27年度から実施されております所得段階第1段階の保険料基準額に対する軽減割合を増加するとともに、第2段階、第3段階まで軽減の対象が拡充され、市民税非課税世帯全体を対象として保険料の負担軽減が実施されております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 福田議員。

○19番（福田佐和子） 課長答弁では、基金の活用で負担軽減をという御答弁をいただくことができました。長寿支援課が文字どおり長寿を支援する課となり、市民の安心の老後を支え

る窓口であり続けることを願っております。今後もよろしくお願いいたします。

そこで、市長に介護保険料についてお聞きをいたします。

利用料、原則1割を2割にするのが国の方向ですけれども、現在9割の方が1割負担の世帯であり、2割を負担するのはごく一部でしかありません。必要な介護を受けることができないということになるのではないかと思います。後期高齢者医療費でも差し押さえなど滞納処分がこの間、8倍になっていることが明らかになっています。滞納世帯は年金から天引きできない少額の年金や無年金の方たちです。10月からは消費税増税で生活用品も上がる、重い負担の上に必要な介護を受けられなくなるのではないかと思います、放置できないのではないのでしょうか。介護保険の制度では、これ以上の軽減をできないのであれば、先ほどの制度の中でというと同じ意味合いを持ちますけれども、ほかの助成策もあるとこれまでに提案をしてきました。厳しい老後をどう支えるのか、市長のお考えをお聞きをいたします。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） 介護保険制度につきましても全国的なもちろん制度でございまして、その負担ていうところになりますと、法定の負担率が決められているところであります。それは全国どこでも同じような負担率でその経費といいますか、その介護保険に必要な経費を賄っているところでありますので、一自治体が特別にそれをこの一般会計からの負担というような形で負担するっていうのは今考えていないところでございます。低所得者の皆様のためにはやはりその負担をいかに下げていくか、それを国の制度の中で考えていく、公平性の立場からもそういった全国的な制度の中で低所得者の皆様の軽減策は図っていくべきではないかと思っております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 福田議員。

○19番（福田佐和子） 引き続き市民の実情に見合う政策を進めていただきたいと思います。

次に、子供、高齢者、障害者が安心して暮らせる生活環境の整備について、建設課長にお伺いをいたします。

大きな道路は財源的にも保障されているところから整備が早いわけですが、狭い道路や車が走らない裏道、生活道、路地などの小さな道路は整備が進みにくいのが現状でもあります。個別の場所の問題ではなく、市内全域で生活道として利用している道路の整備を計画的に進めるべきだと思います。車椅子の方や子供、高齢者は、車の走る道よりも車の通らない道のほうが安全で利用者も多いのが実情です。狭かったり段差があったり、雨が降ればつかる場所、これは早急に改善をしていただきたいと思いますし、通学路なのにスピードを出す車が多い道路に

は安全対策を、そして一度川に落ちたら上がれない危険箇所にはフェンスと可能なネットのようなもので堰をしてほしいなどの要望がたくさんあります。先ほどの課長答弁は大変苦しい答弁で、財源を持ちながら財源を要求する同じ立場なんだなというふうに受けとめました。建設課が担当する市民に本当に身近な道路の予算はとても大事な分野だと思います。来年度予算にはぜひとも市民の安全、そして交通弱者を守り、防災対策としても生活道路の整備は欠かせないと思いますから、来年度に向け、しっかりと予算要求をしていただきたいと思います。場所と内容については後に申請をしたいと思っておりますが、建設課長にその決意をお聞きをいたします。

○議長（岡崎純男） 建設課長。

○建設課長（西川博由） お答えいたします。

道路の穴埋めとか路肩の補修については補修員によって対応しておりますけれども、道路の傾斜等の改修とか大規模な舗装につきましては、地域からの要望をいただいた箇所を確認して対応しております。また、地域のほうから具体的な場所の相談をいただければ、可能な対応を考えてまいります。また、狭い道路のことについてですが、道路の拡幅につきましては、交付金事業等の計画道路につきましては用地交渉を市のほうで進めておりますが、単独事業では市での用地交渉までは現在のところできておりません。地域でのお話をいただければと考えております。これから来年度におきましても、道路の改良、補修については要望してまいりますので、何とぞ議員様におかれましても御協力のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡崎純男） 福田議員。

○19番（福田佐和子） ぜひよろしくお願いをいたします。

市長には査定で建設課から上がってきたこうした事業予算を却下しないように、それは建設課長は大変毎回私は思うんですが、気の毒な思いがいたします。限られた予算の中でどう市民要求を満たしていくか、このことにいつも頭を悩ませておられます。私は同じ市民が納められた税金の使い方を決める課長さんでありながら、なぜ建設課の課長が代々苦勞しておられるのか、ずっと疑問だったわけですが、市民の皆さんにとっては本当に身近な道路の整備につきましては、市長にも決意をお聞きをしてよろしいでしょうか、お願いします。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） その道路の予算ということでございますが、道路に限らず、年間の予算の中で必要な経費を限られた財源の中で配分をしているわけでございます。その中には財源によっては地方債ということで、それが充当できるものもあろうかと思いますが、一般財源ベー

スの予算ということになりますと、やっぱり限りがございますので、必要なものを先に優先的に計上していくという考えに立たざるを得ないところでございます。ただ、皆様の御要望はもちろんその道路の補修ということについてはたくさんあるということも存じ上げておりますので、そこはできるだけ尊重して、可能な限り計上しているつもりでございます。不十分と思われるかもしれませんが、年間の予算の中ではそういった思いを持って計上はしておりますので、御理解をよろしくお願い申し上げたいと思います。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 福田議員。

○19番（福田佐和子） 来年度予算に期待をしておきたいと思います。

次に、3点目は公立保育所でのゼロ歳児保育について伺いをいたします。

現在、あけぼの保育所で予定をされておりますけれども、他の園での予定はないのでしょうか。

また、これは今突然言いまして申しわけありませんが、ゼロ歳から1歳の入所希望、これは定員数を超えているのか、全員入所しているのか、わかれば、数字は後で構いませんので、そのあたりの様子をまず子育て支援課長にお聞きをいたします。

○議長（岡崎純男） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（溝渕浩芳） あけぼの保育所以外でのゼロ歳児保育の開始ということですが、現在建てかえを予定しております長岡西部保育所につきましては、建てかえをもって開始したいと思っております。そのほかの公立保育所につきましては、ゼロ歳児保育に対応した設備の問題や保育室の不足があり、現在の建物のままではゼロ歳児保育の開始は難しいと考えております。

あと、入所できていない方がということですが、現在のところゼロ歳と1歳で入所できてない方がいらっしゃいますが、今済みません、数字を持ってないので、また御報告させていただきます。以上です。

○議長（岡崎純男） 福田議員。

○19番（福田佐和子） 市の条例では公立でもゼロ歳児保育をすることになっておりますから、子供が少なくなれば手厚い保育も可能になるという見方で、お母さんが安心して働けるように公立でのゼロ歳児保育、先ほどは長岡を含めて2園になるということですが、ぜひ要求のある地域では広げていただきたいと思います。このことは要望して終わります。

次に、ものづくりサポートセンターの位置づけと市民参加について伺います。質問の順序が若干変わりますけれども、申しわけありません。

さきの入札議案への答弁では、市の建物なので建設費は市が負担し、海洋堂は建設費の負担はなく、使用料をいただくという答弁でした。南国市にとって、ものづくりセンターはどのような位置づけなのかお聞きをいたします。

○議長（岡崎純男） 商工観光課長。

○商工観光課長（長野洋高） ものづくりサポートセンターの活動内容につきまして少しお話をさせていただきます。

ものづくりサポートセンターにつきましては、海洋堂との連携により、その世界的なネームバリューや造詣のノウハウを生かして観光誘客・振興を図るとともに、造詣にかかわる人材の育成を行う。また、地域で活動を行っております小物やアクセサリーなどのクラフト系のものづくりを行っておる方など、幅広いものづくりに関する人材の発掘、育成、支援などを行うこと、また子供たちを初めとして多くの方にもものづくりに興味を持ってもらうこと、施設への来場者を周辺地域へ誘導し、波及効果を生み出すことなどを目的としております。

今現在、ものづくりサポートセンターのPR、地域の機運醸成やものづくりへの興味を深めていただくための取り組みとして、海洋堂との連携によりものづくりのイベント、ナンコクフェスティバルを昨年度から開催しております。ことしも10月27日に開催を予定しております。また、ものづくりの裾野を広げるために、小物、アクセサリーなどクラフト系のものづくりを行っている地域の方々との連携により、ものづくりのイベントであるNANKOKUまけまけマーケットやクラフト系のミニイベント、ごめん t e t e マルシェなども開催しております。そのほかにもものづくりのノウハウを有した地域おこし協力隊員によるものづくりの教室の開催など、現在ものづくり人材の発掘、育成、またそういった方々との連携関係の構築に資する取り組みを行っておるとい現状であります。こういった活動をサポートセンターに引き継いで継続していくことで、ものづくりのまちとして南国市を広く発信するとともに、育ったものづくり人材が南国市で活動することで地域の活性化につながるものと考えております。

ほかにも子供たちにサポートセンターの生産現場を見てもらって、ものづくりの体験をしてもらったり、市内企業との連携による工場見学や出前講座などを行うことで子供たちがものづくりに興味を持ち、南国市の製造業のすばらしさを知るきっかけをつくる活動を教育機関と連携しながら行っていきたいと考えております。

○議長（岡崎純男） 福田議員。

○19番（福田佐和子） さきの臨時議会で議決をされたのは、建物の入札、約11億円ということでしたけれども、8月20日付高新によりますと、総事業費16億円と出ていましたが、この

事業費の内訳をお聞きをいたします。

○議長（岡崎純男） 商工観光課長。

○商工観光課長（長野洋高） 現在予定の部分もありますが、内訳としまして、建築基準法に係る手続などの手数料、用地関係、開発関係、調査業務、設計関係、建築の管理等の委託費が約1億1,100万円、造成費約2,500万円、建築費が先ほど言われました約11億2,300万円、用地購入費、補償費が約2億3,100万円です。これから金額の算定を行わなければならない部分で、施設内で使用する備品類や導入する機械器具がプラスされるということになります。

○議長（岡崎純男） 福田議員。

○19番（福田佐和子） その16億円の内訳をお聞きをいたします。例えば、補助金等あると思うんですけども、それをお願いします。

○議長（岡崎純男） 商工観光課長。

○商工観光課長（長野洋高） 済みません、ちょっと細かい資料が手元に今ございませんのであれですが、国の社総金等、県の補助金を活用する形で費用の捻出を行うことにはなっています。あと、起債のほうを充てるような形になると考えております。

○議長（岡崎純男） 福田議員。

○19番（福田佐和子） 市が負担する分、補助金以外の分については、全て起債で賄うということでしょうか。

○議長（岡崎純男） 商工観光課長。

○商工観光課長（長野洋高） 起債対応ができるものは起債で対応する形にはなるかと思いますが。

○議長（岡崎純男） 福田議員。

○19番（福田佐和子） 社長のこの新聞による談話では、職人は十二、三人で始め、30人ほどにふやせればいいということですので、雇用は余り期待できないのではないかと思います。雇用目的ではないと考えてよろしいですか。

○議長（岡崎純男） 商工観光課長。

○商工観光課長（長野洋高） 雇用も一つの目的としております。当初海洋堂のほうからお話があったときには、工場の部分で地域の高齢者を含む地域の方々については、交通環境がいい場所にあるので、そこで雇用もできるのではないかというお話もあっております。

それと、2階、3階の部分では、施設の運営に係る人員についての雇用も、多くはないです

が発生するとは考えております。

○議長（岡崎純男） 福田議員。

○19番（福田佐和子） これまでの企業誘致のように、多額の市費は投じたけれども、雇用は発生をしないということにならないように、そのあたりは中身も含めて運営される中で、気をつけていただきたいと思います。

次に、市の施設なので、市の予算でということでしたけれども、管理運営は市がするのでしょうか、お聞きします。

○議長（岡崎純男） 商工観光課長。

○商工観光課長（長野洋高） 運営につきましては、オープンに向けてこれから詳細を詰めていかなければならないと思っておりますが、ものづくりサポートセンターの大きな目的の一つに海洋堂との連携による世界的なネームバリューや造詣のノウハウを生かした観光誘客、観光振興、人材育成があり、海洋堂と連携をしながら海洋堂に担っていただかなければならない部分は大きいと考えています。

また、先ほど答弁させていただきました教育機関、市内事業者との連携や育った人材への支援体制の構築、周辺地域へサポートセンターの来場者を誘導し、波及効果につなげることで整備の成果を生み出すことを考えていますが、こういった取り組みについては市、関係機関、中心市街地活性化協議会を初めとする地域団体、地域の事業者や住民の方々との連携により進めていく必要があります、役割分担については検討を行う必要があると考えております。

○議長（岡崎純男） 福田議員。

○19番（福田佐和子） 役割分担というふうに言われましたけれども、市が建設をして、市が運営をしていくっていう、例えば、公的なものとしての認識は余りこれについては地域と一緒にやっていくというふうに考えておられるのでしょうか。それはどんなふうに受けとめたらよろしいですか。

○議長（岡崎純男） 商工観光課長。

○商工観光課長（長野洋高） 市が建設する建物になりますので、主体は市というふうに考えております。ただ事業内容が非常に多岐にわたりますもので、市だけではなかなか難しい部分がありますので、こういったいろんな関係機関、団体等との連携によって施設の目的を果たしていくことを考えていかなければならないというふうに思っております。

○議長（岡崎純男） 福田議員。

○19番（福田佐和子） 先ほど管理運営の中に海洋堂さんも入るというふうに受けとめまし

たが、借りる側でありながら運営段階に入るというのは、それはよそでもこういう形でやられているのですか。

○議長（岡崎純男） 商工観光課長。

○商工観光課長（長野洋高） こういった種類の施設、ちょっと確認した中ではなかなか全国的に珍しいということがあります。ただ、1階部分の工場につきましては、海洋堂に入っただいて、賃借料もいただくということで契約をしていただくことになると思います。それ以外の部分、2階、3階、また工場の見学等については、また別の形での委託であったり、指定管理であったりということになる可能性が今のところありますので、それはまた契約が別になりますので、大丈夫じゃないかというふうには考えております。施設の全体的な活用を考えたときには、そういう形が効率的ではないかというふうには考えております。

○議長（岡崎純男） 福田議員。

○19番（福田佐和子） もう一点、市民参加についてはどのような構想を持っているのか、その見通しについてお聞きをいたします。

○議長（岡崎純男） 商工観光課長。

○商工観光課長（長野洋高） 市民参加につきましては、まずは施設の見学をしていただき、ものづくりへの理解を深めてもらうことで周りの方へのPRにつなげていただければと考えております。その取り組みの一つとして、現在小学校の社会科見学、職場体験に利用していただき、生産現場の見学やものづくり体験をしていただくほか、子供を中心とした幅広い方のものづくりを体験していただき、興味を持っていただきたいと考えております。また、先ほど来答弁させていただいております地域の幅広い方々が行っておるものづくりイベント、クラフト系のイベント等をサポートセンターで行っていくこととなりますので、こういったイベント等への参加、ものづくり研修への参加によってものづくりへの興味を深めていただき、技能の習得につなげていただけるようにしたいと考えております。

こういった形でサポートセンターの活動を利用して参加していただいた方々が将来的には地域へ活動の場を広げていただくことで、地域のにぎわいにつながりますので、地域の企業を興す方への支援策等も考えていかなければならないと考えておりますし、サポートセンターで育った人材がイベント運営への参加であったり、サポートセンターの広場部分での自主イベントの開催であるとか、ものづくり教室の指導者としてなど、主体的に参加していただけることを期待しております部分もございます。

○議長（岡崎純男） 福田議員。

○19番（福田佐和子） 地元の皆さんの受けとめと、それからサポートセンター建設により地元がどのように潤うことがあるのかお聞きします。

○議長（岡崎純男） 商工観光課長。

○商工観光課長（長野洋高） 今現在、サポートセンターへの来場者を周辺地域へどういうふうに誘導していくかということを考えていかなければならないと考えております。現状、中心市街地におきましては、なかなか外から入ってきたお客さんに使っていただけるような店がないということで、ひとまず中心市街地の飲食店を中心として、そういった外から来たお客さんを受け入れができる体制を築いていけるようにこれからお話をしていかなければならないというふうに考えております。

また、周辺の空き店舗であったり、協力していただけるような店舗さんのほうに周辺を周遊していただけるように、ちょっと細かい話になりますが、ガチャガチャを設置をしたり、あと空き店舗の活用、起業されたい方に対しての空き店舗の活用なんかについての支援策なんかもつくっていかなければならないというふうに考えております。

○議長（岡崎純男） 福田議員。

○19番（福田佐和子） これが建設される地域の課題でした排水問題、それと都計道路の立ち退きは解決できたのでしょうか。

○議長（岡崎純男） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 排水の問題につきましては、あそこは現在上下水道局が雨水排水の整備をやっておりますので、排水については問題ないと承知しております。

それから、都市計画道路につきましては、第3工区に当たりますけれども、現在用地取得96%終わっております、まだ物件のほうは残っておりますけれども、順次移転が完了すれば除却をしていただきまして、海洋堂までのアクセス道路はオープンするまでには整備したいというふうに考えております。

○議長（岡崎純男） 福田議員。

○19番（福田佐和子） 都市整備課長には突然の質問で申しわけありませんでした。ありがとうございます。

この新聞記事を見た市民は、事業費16億円にまずびっくりしました。同時に、日々の暮らしに、先ほども建設課の質問をさせていただきましたが、暮らしに必要な10万円、100万円の予算要求にはほとんどが予算がないと言われている状況ですから、すごいものが南国市にできるとは手放しでは喜べない妙な気分のままでおります。正直なところ、南国市にはお金はあるん

だなどというのが皆さんの実感ですし、改めて税の使い方を問い直された気がします。市民感情としては、市民の切実な要求に応え、子育て支援や高齢者、障害のある人への施策も同時進行で進めながらこうした大きなものが建つというのは、それは納得ができるものですが、今回のように大きなクエスチョンマークはつかなかったと思うわけですが、ものづくりセンターが市民合意を得て本来の目的の手づくりセンターとなることを市民とともに願っております。そして、先ほど質問しましたけれども、市民の皆さんの多くが参加できる、気軽に参加をできる、そうした窓口も、そして施設も実現を市の責任でしていただきたいと思います。要求しておきたいと思います。

次に、（仮称）地域交流センターについて、管理運営と市民の要望は今からでも可能かについて生涯学習課長にお伺いをいたします。

これまでも質問がありましたけれども、課長は其中で、決定ではないが、民間団体にとのお話もありました。私は大切な市の財産として管理運営すべきだと思います。地域が大篠地域であっても、市として初めてできる文化の拠点です。防災の拠点としても位置づけるのであれば、市民に対し公的に責任を持つ必要があると思います。大きな建物を建て、維持費がかかるだけで、無用だとの昔から言われる箱物論もありますけれども、それは幾つも施設があるところの話ではないでしょうか。唯一南国市に誕生する文化の拠点に、それは市民の文化を保障する必要経費だというふうに私は思います。公的財産を簡単に民間に渡すことは市民合意を得られないと思います。市や担当課や議会だけで判断するのではなく、広く市民の合意を得た上で、最善の策をとるべきだと思います。生涯学習課長は専門職員が必要と言われましたが、専門家の運用の仕方はいろいろ考えられるのではないかと思います。市の責任での管理運営についてお聞きをいたします。

○議長（岡崎純男） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 昨日、高木議員へのお答えの中で管理運営については直営、委託、まだ決定はしていないということでお答えをいたしました。

直営の場合ですが、夜間等一部委託の部分が出てまいります。また、専門職といいますが、ノウハウを持った者、また技術的スタッフを何らかの形で雇用するという必要性がございます。一方、指定管理等外部へ委託した場合には、そういったスタッフが配置されているということを審査の段階でチェックする、あと何より平等な利用が図られるとか、どのような運営方針を持っているのか、その方針が持てるのかを審査の段階で着眼点を持って見ていくということが必要になって、何らかの担保がなされないと、やはり委託するということにはなら

ないと考えてございます。

今からその建設に意見が反映できるのかということでございますが、パブリックコメント実施中でございますし、関係機関、学校とかへヒアリングにも出向いてまいります。余り強度計算とかに影響を及ぼすような大幅な変更はもちろんできないわけなんですけど、ここはこうしたほうがいいのかというような間取りですとか、完成後の運営の仕方とかということにも御意見をいただければと思っております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 福田議員。

○19番（福田佐和子） 今からでも御意見は可能だというふうには受けとめました。それはどんな形でいつまで可能でしょうか。

例えば、ネットだけを見ている人たちばかりではありませんので、広報等ネットでも大きくそのことを、まだ御意見入れられますよと、市民合意いただくためにはそのことも必要だと思いますが、多額の税金投入になりますから、市民の合意をいただくということが前提だと思いますので、これからの南国市がとるべき文化行政のあり方も同じように合意を得ていかなければならないと思いますので、いつまで意見募集、可能かだけお聞きします。

○議長（岡崎純男） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） パブリックコメントについてはホームページ、広報等で周知をしております。今週いっぱい締め切りでございます。そのほか、学校等へヒアリングに参ります。ただ、その管理運営とかということについては、今後も、きのう高木議員にお答えしたのは令和2年度中に管理運営について決定していくということですので、そちら方面はまだ十分に時間がございますし、こちらも十分検討していきたいと思っておるところでございます。以上です。

○議長（岡崎純男） 福田議員。

○19番（福田佐和子） 最後に、中学生の自死についてお伺いをいたします。

Kさんが亡くなってはや4年がたちました。埼玉県では15歳の少年がみずから命を絶ちました。何度もいじめを訴えながら対応されず、僕の味方は家族だけ、苦しい、つらいと書き残して3回の自殺未遂を経て亡くなられました。訴え続けたのに届かなかったこの少年と、何も言わず、誰も責めずに亡くなったKさんとが重なり、遺族の方はどんな思いで4年間を過ごし、少年の記事を読んだのかと思うと、胸が詰まります。どこの子も大事な子供です。大事な命です。残念でなりません。

教育委員会にお聞きをいたします。

Kさんの自死から4年たちました。この間の取り組みと学校や教育委員会、子供たちがどのように変わったのかお聞きをいたします。

○議長（岡崎純男） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） お答えを申し上げます。

この4年間、南国市教育委員会としましては、調査専門委員会から御提言をいただきました6項目を中心に再発防止、自殺予防について取り組んでまいりました。この4年間での成果を御報告を申し上げますと、3点挙げられるのではないかと考えております。

まず1点目は、ゲートキーパー研修等の確実な積み重ねにより、教職員はもちろんのこと、児童生徒を見守ってくださる地域の代表する皆さんにもゲートキーパーとしての意識が確実に浸透してきているのではないかとということ。

2点目は、子供にとってのゲートキーパーとなり得る支援者のネットワークの構築が進んできたことです。保健・医療・福祉関係機関にすぐに相談できる体制が整ってきたことで、学校は子供たちのサインや変化を学校だけで抱え込むことなく、相談、発信ができるようになったことです。

3点目は、各学校の児童生徒一人一人の学力向上対策の取り組みが進んできたことで、学習につまずきが見られるお子さんたちの学習意欲の向上や達成感の向上が生まれてきたことも成果だと感じております。

数値的なデータからは成果として上げることは難しいところですが、自殺予防への学校組織としての体制や教職員の意識の向上、そして支援としてのネットワークの構築は確実に進んできたものと考えております。今後もこうした地道な取り組みを確実に行っていくことが大切であると考えております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 福田議員。

○19番（福田佐和子） 遺族が求めた審査請求は、このたび棄却をされました。出された議事録は、このように黒塗りの議事録でありました。4年間、悲しみの中におられた遺族への4年目の答えがこれでした。前教育長の裁決についてどう受けとめているかと聞いても、答弁しにくいかもしれませんが、現在は南国市の教育行政の責任者ですから、教育長にこの裁決についての受けとめをお聞きをいたします。

○議長（岡崎純男） 教育長。

○教育長（竹内信人） 審査請求の棄却のことについてでございますが、7月22日付、南国市行政情報公開個人情報保護審査会の答申を受けて、南国市教育長として裁決をさせていただきます。

ました。教育委員会といたしましては、この審査会の答申を全面的に支持をしまして、審査会が公開に変更すべきであるとした部分について、これを認め、公開することといたしました。また、審査会が非公開が妥当であると示された部分については、これまでの主張どおり非公開とさせていただきます。したがって、表現としては、審査請求を棄却するというふうになっておりますが、審査会の答申を真摯に受けとめ、全面的に支持した裁決となっておりますことを御報告いたします。

○議長（岡崎純男） 福田議員。

○19番（福田佐和子） 審査会の答申に基づき開示されたこの13回の調査委員会の議事録でしたが、この中で判明したのは、13回の会議全てに当時の教育長が出席をされ、次長は11回、ほかに職員が出席をし、毎回市教委が資料の提出として説明をしておられます。一度、私が見ましたテレビでは、教育長以下職員が映ったときは、前撮りで諮問するための挨拶かずっとこの間思ってきたわけですが、毎回出席は意外でした。おかげで前教育長があんなにも力を入れて調査し尽くしたと説明した理由がよくわかりました。確定する場において、常に市教委の説明や資料配付を受けての審議だったということも判明したわけです。今まで不明だったことが見えましたが、市教委や学校は調査委員会から調査を受け、対応についての評価や今後の提言を受ける立場ではないかと思いますが、このような出席はあり得ないことではないのでしょうか、ルール違反ではないのかお聞きいたします。

○議長（岡崎純男） 教育長。

○教育長（竹内信人） この調査専門委員会の事務の執行については、事務局のほうが行うということで何ら問題はないというふうに考えております。教育長の調査専門委員会の出席につきましても、あくまでも事務局を指揮監督し、執行する立場として御挨拶も兼ねた参加でありまして、この会議の公平性とか中立性に影響がないよう十分に配慮した参加であったというふうに認識をしております。そのため、調査専門委員会からは教育長の参加についての異議はなく、会議の公平性、中立性には全く影響がなかったものというふうに認識をしております。

○議長（岡崎純男） 福田議員。

○19番（福田佐和子） 膨大な生徒のアンケートや調査委員の口頭での聞き取り、こうした資料整理のための事務局員を置くという例は聞いたことがありますけれども、先ほど教育長が言われた事務局というのは、教育委員会の事務局であって、調査委員会の事務局ではないと思いますが、なぜこのようなことになったのか。先ほど教育長は事務局がやって当然と言われましたけれども、これは何か法的な裏づけがあるのでしょうか、お聞きします。

○議長（岡崎純男） 教育長。

○教育長（竹内信人） 調査専門委員会委員長の権限で事務について事務局が行うということでこの会を運営してまいりましたので、何ら問題はないというふうに考えております。

○議長（岡崎純男） 福田議員。

○19番（福田佐和子） ということは、委員長の判断でそこに出席する人も決まるというふうに受けとめてよろしいでしょうか。

○議長（岡崎純男） 教育長。

○教育長（竹内信人） そういうことになると思います。

○議長（岡崎純男） 福田議員。

○19番（福田佐和子） 当時の次長は、この議事録の中で、家族関係の説明をされております。どんな説明をされたのかは報告書が出た翌月の3月議会の教育民生常任委員会での元教育長の発言を読めばわかります。多分この内容で次長は説明をしたのではないかと思います。調査報告書、先ほど言われましたけれども、調査報告書を盾に2人の市長は再調査を却下し、議会も陳情書を否決することになりました。ここまで市教委が踏み込む、例えば、調査委員会に出て事務局を務める、あるいはこの請願書、陳情書を審議をする委員会にも、当時次長だった教育長は教育委員会からは発言することはありませんというふうに言われて隅に座られておられたんですけれども、教育長が出てきて委員からの質問に全て答えられました。委員の質問をとめることはできませんでしたが、そういう経過もあります。

そこで、先ほど法的にどうのではなく、委員長が判断をすれば、それでよしという答弁だったわけですが、これは重大事態が起きたときの対応として国が明らかにしたものですけれども、当該調査の公平性、中立性を確保するように努める、背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約のもとでできる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらからの信頼性の吟味を含めて客観的に特定の資料や情報にのみ依拠することなく、総合的に分析、評価を行うよう努めるということが書かれております。このことが守られたのかどうか、私は非常に疑念を持っております。今回の調査委員会の会議録、黒塗りではありましたが、明らかになったのは報告書策定の経過は公平性、中立性に欠けるものであると言わざるを得ません。この3年余り絶対視されてきたこの報告書が遺族の切なる思いを頑としてはねつけ、再調査を拒んでまいりました。教育長は当時、次長としての立場で参加しているので、市長にお考えをお聞きをいたします。

前市長も平山市長も調査はし尽くされているとして再調査を却下をされました。調査される

側の市教委が調査委員会の全会議に出席し、資料の説明、資料の提出、計画の説明をしているということが明らかになったわけですが、このことについて市長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） 調査専門委員会での審議のために事務局として資料を用意するということはあることであると思いますし、中立公平な委員さんによりまして審査がそれによって行われたということでございますので、私はそれはそれでしかるべき事務処理であったと思いますし、適切な判断がその中でなされたのであるというふうに思っております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 福田議員。

○19番（福田佐和子） 全ての資料を調査委員会が集めて、学校からそして教育委員会にある全ての資料を集めて、そこで議論をし判断をする、背景調査ももちろんのことですが、きちんとそこで調査委員会が判断をすべき場所に、本来調査を受けるべき立場の人たちが入って、果たして調査ができるのかどうか、これは絶対市民の皆さんには理解をいただけないと思います。私は市長の責任で再調査をすべきだと思います。そうでなければ、市民の不信は教育行政だけではなく、市民全般に影響してくると思います。再調査すべきだと思いますが、いま一度お考えをお聞きをいたします。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） 再調査につきましては、今までも御答弁申し上げてきたところではございますが、今までもこの調査は文部科学省の指針に準じて行った調査でございまして、その調査専門委員会の調査はもう十分尽くされているというふうに考えておりますので、再調査を実施する考えはございません。

ただ、重要な情報や資料が証拠をもって寄せられるようなことがありましたら、将来的な再調査を否定するものではないというふうにお答えもさせていただいているところでございまして、それについて今までの答弁が変わることはございません。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 福田議員。

○19番（福田佐和子） 再調査はしないということですね。こういうどんなやり方をした中身であっても、結果が出ればそれが全てだというふうに市長は受けとめられたと私は受けとめました。市民の皆さんは決してこのことには納得をされないと私は思います。公平中立に中学生の命を判断する、そのことを余りにも簡単に考えていたのではないかと私は思います。形だけ整えばそれで済んでいたのではないかと私は思います。残念でなりません。

先ほど市長は、新しい事実がわかればと言われました。この教育委員会が13回の会議に全て参加していた、このことは新しい事実にはなり得ないのでしょうか。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） 中立公正な委員さんによって構成された調査専門委員会でございますので、それは新しい事実、その委員さんが判断をしたことでございます。事務局としてそこに参加していることは新しい事実ということではないと思います。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 福田議員。

○19番（福田佐和子） 再調査につきましては、改めて市民の皆さんとともに要求をしていきたいと思えます。そして、教育の現場でもそのほかの全ての現場でもやはり市民の皆さんの納得のいく方法で実行していかなければならないということを申し上げておきたいと思えます。

最後に、遺族の方から市長に伝えてほしいと、今の言葉を預かってまいりました。

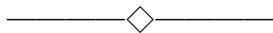
市長に届けてほしいこと。遺族に寄り添うということは、再調査を市長が指示をすること、そして市側はいつも受け身で既成事実を固執しているような気がする、今まで目に見える形で成果を出していないのではないかと思うとのことでした。

以上で今期最後の質問を終わりますが、4年間大変お世話になりました。いつも真摯に答弁していただき、ありがたかった思いでいっぱいであります。引き続き市民の命と暮らしを守ることができるように頑張りたいと思っております。本当にありがとうございました。

○議長（岡崎純男） 昼食のため休憩いたします。

再開は午後1時であります。

午前11時54分 休憩



午後1時 再開

○議長（岡崎純男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。9番有沢芳郎議員。

〔9番 有沢芳郎議員発言席〕

○9番（有沢芳郎） 有沢でございます。よろしくお願いいたします。

高知新聞の8月31日の朝刊に、南国市水路訴訟、男性の訴え棄却との見出しで、南国市の水路が民有地に越境し、市が移設することで合意したのに守られていないとし、土地を所有する男性が市に水路の撤去などを求めた裁判で、西村修裁判長は、当時の吉川副市長の独断発言にすぎず、合意はなかったと、男性の訴えを棄却した。判決によると、男性は2017年7月に水路

との境界確定のため、吉川副市長と協議、副市長は市費で水路の移設工事を行う趣旨を述べたが、市はその後、内部協議があるなどとして工事を行わなかった。男性側は、副市長は当時市長の職務代理者であり、移設の合意はできていると主張、しかし、裁判長は市条例は境界確定の協議が調った際に書面を作成するように求めているが、作成されていない。市は副市長の発言後に正式回答の猶予を求める趣旨の文書を出しており、ほかの利害関係者の立ち会いや今回のような水路移設が必要な市議会の議決も得ない点を挙げて、合意はなかったと結論づけた。

この判決に幾つかの疑問点があるので、質問させていただきます。

男性側は、副市長は当時、市長の職務代理者であり、移設の合意は成立していると主張、しかし西村裁判長は市条例は境界確定の協議が調った際に書面を作成するよう求めているが、作成されないと指摘、ここがおかしいと思います。境界確定の申請をしているのは南国市であり、男性側ではありません。そうではないでしょうか、お答えください。

○議長（岡崎純男） 建設課長。

○建設課長（西川博由） 申しわけありません。裁判がまだ終わっておりませんので、内容については答弁を控えさせていただきます。以上です。

○議長（岡崎純男） 有沢議員。

○9番（有沢芳郎） それでは、あと幾つかの質問を構えておりますけれども、同じような回答ですか。これは公開裁判なんですよ、お答えください。

○議長（岡崎純男） 建設課長。

○建設課長（西川博由） 裁判の内容に当たる部分については、申しわけありません、控えさせていただきます。

○議長（岡崎純男） 有沢議員。

○9番（有沢芳郎） それでは、質問の趣旨を変えます。

南国市境界確定事務取扱要綱は、法定外公共用財産が国から南国市に対して譲渡されているのにあわせて、建設課で作成されたものですが、そうですか。

○議長（岡崎純男） 建設課長。

○建設課長（西川博由） そうです。

○議長（岡崎純男） 有沢議員。

○9番（有沢芳郎） それでは、南国市境界確定事務取扱要領とはどういう場合に利用されますか。

○議長（岡崎純男） 建設課長。

- 建設課長（西川博由） 法定外公共財産の境界確定について定めた要領でございます。
- 議長（岡崎純男） 有沢議員。
- 9番（有沢芳郎） それでは、どういう場合を想定しておりますか。
- 議長（岡崎純男） 建設課長。
- 建設課長（西川博由） 隣接所有者様が境界確定を申し出る場合及び市が公共事業で個人地と法定外公共財産との境界を確認したい場合を想定しております。
- 議長（岡崎純男） 有沢議員。
- 9番（有沢芳郎） それでは、建設課が境界の立会確認を求める場合には、同要綱の適用はありますか。
- 議長（岡崎純男） 建設課長。
- 建設課長（西川博由） あります。
- 議長（岡崎純男） 有沢議員。
- 9番（有沢芳郎） 本当にあるんですか。適用はなく、土地境界確定申請書及び土地境界確定書の作成を行ってないんじゃないんですか。
- 議長（岡崎純男） 建設課長。
- 建設課長（西川博由） 建設課の事業で土地を分筆する必要がある場合には、境界確定が必要です。ただ、隣接地との境界に影響を与えない現況での工事を行う場合には、境界確定は必要ないと考えております。
- 議長（岡崎純男） 有沢議員。
- 9番（有沢芳郎） それでは、建設課が主導する土木事業に付随して境界の立会確認を行う場合、土地境界確定書を作成する必要はありますか。
- 議長（岡崎純男） 建設課長。
- 建設課長（西川博由） 分筆が必要な場合には、境界確定書を作成しております。
- 議長（岡崎純男） 有沢議員。
- 9番（有沢芳郎） 民間がやる場合は作成するんですけど、土地境界、行政がやる場合は作成してないんじゃないんですか。
- 議長（岡崎純男） 建設課長。
- 建設課長（西川博由） 分筆が必要な場合に登記事務に必要なでございますので、境界確定はいたしております。
- 議長（岡崎純男） 有沢議員。

○9番（有沢芳郎） じゃあ、法定外公共用財産と隣接地との境界を確認する場合、南国市境界確定事務要領のような明確な内部規定はあるんですか。

○議長（岡崎純男） 建設課長。

○建設課長（西川博由） ございます。南国市境界確定事務取扱要領がまさにそれでございます。

○議長（岡崎純男） 有沢議員。

○9番（有沢芳郎） 本当にあるんですか。内部規定はないんじゃないんです、課長。内部規定、本当にあるんですか。あなたにもらった要綱の中に内部規定が書いているのは見たことないんですけれども。

○議長（岡崎純男） 建設課長。

○建設課長（西川博由） 実際の担当者が使う境界立会の手引きという内部での書類はまた別でございます。

○議長（岡崎純男） 有沢議員。

○9番（有沢芳郎） それは実務慣行例に従ってやっている内容のことですか。

○議長（岡崎純男） 建設課長。

○建設課長（西川博由） 取扱要領の説明といった形になっております。

○議長（岡崎純男） 有沢議員。

○9番（有沢芳郎） 前副市長の吉川さんの答弁書とまるった逆転のことを課長が言っているんですが、本当に内部規定はあるんですか。

○議長（岡崎純男） 建設課長。

○建設課長（西川博由） ございます。

○議長（岡崎純男） 有沢議員。

○9番（有沢芳郎） それでは、あるということやったら、そのとおりということなんで、それをまず今度見せていただきます。そして、本来ならこれは実務慣行例に従ってやっているんじゃないかと僕は推定しております。要するに法定外公共用財産の隣接地については、法務局の備えつけの登記により所有者を確認します。また、法務局からは公図や地積測量図との整合性が求められるため、法務局備えつけの公図や地積測量図の内容も確認します。地籍調査が行われる地域であれば、地籍調査課から測量図を入手することができます。農道や水路の幅員については、土木総代が保管する資料により確認します。建設課が行う境界確認の場合、必ず隣接地やその周辺の土地の測量を行うわけではありません。

例えば、現況と同じ位置にて水路改修工事を行う場合や、水路の形状を変更するにすぎない場合には、隣接地やその周辺、土地の測量を行わず、隣接地の所有者との立会確認により境界を確認、確定します。また、水路を状況とは異なる場合につけかえる場合や用地買収、寄附を行う場合には、隣接地の測量が必要となります。土木事業が隣接地の周辺土地に影響を及ぼす場合には、当該周辺土地の所有者の立会確認を求めることもありますが、影響を及ぼさない場合は、当該周辺土地の所有者の立会確認をすることなく、境界の確認、確定をします。土木工事を行う際に、土木総代が立ち会い、農道、水路の幅について確認しますが、確認の有無は境界確認、確定の効力に影響を及ぼすものではありません。法定外公共用財産の隣接地やその周辺土地について、測量した資料がなく、被告と隣接地所有者との意見が対立する場合は、法定外公共用財産の境界が明らかでないものとして、南国市法定外公共用財産管理条例第18条1項に基づく協議を行っております。これが普通、慣行でやっているんだと思うんですが、課長、そうじゃないでしょうか。

○議長（岡崎純男） 建設課長。

○建設課長（西川博由） 先ほども言いましたように、現況で農道、水路を工事する場合には登記が必要ではないですので、境界確定書までは作成はいたしておりません。

○議長（岡崎純男） 有沢議員。

○9番（有沢芳郎） わかりました。

それでは最後に、水路移設では、市議会の議決もない点を上げて、同意はなかったと結論と。水路の境界の問題では、市議会の議決が要るかという質問に対してはお答えしてもらえますでしょうか。

○議長（岡崎純男） 建設課長。

○建設課長（西川博由） 今回の新聞記事の中で水路移設に議会の議決が必要だということを書かれておったということだと思いますが、現在建設課が担当している水路の境界確認、確定には議会の承認は必要はございません。新聞記事で今回のような水路移設では必要な市議会の議決がないとあるのは、今回の裁判では境界に関してそれぞれの主張が違い、市としては現況の市道、水路の位置を主張しておりましたが、原告の主張の位置で工事をするようになりますと、市道側に30センチ寄せることになり、その場合、市の所有地を譲渡することになるため、地方自治法96条1項6号の議会の議決が必要になるということだと思います。

○議長（岡崎純男） 有沢議員。

○9番（有沢芳郎） わかりました。その土地が譲渡なので、譲渡する場合は市議会の同意が

要ると、こういうふうな判断でしょうけれども、実はこの譲渡じゃなくて、本来なら行政がやる場合は申請する場合は土地境界確定書は必要ないんです。だから、境界確定はしなくていいんです。土木委員が立会する必要もないんじゃないですか。だから、民間がやる場合は、この土地境界確定申請書というのが要るんです。この土地、境界確定申請書が要って、そのときに土地境界確定書、そして同意書、そして測量図があって初めて土地境界確定申請書は受理される。これが受理されると境界が確定したということになるんですけども、行政がやる場合は、この土地境界確定申請書を申請しなくていいんじゃないですか。だから、譲渡にはならないんじゃないかと思うんですけども、これはあくまで右か左かの境界を決める裁判なのに、何で民間の書類が。本来ならこの申請書は行政側が申請したんじゃないんですか、教えてください。

○議長（岡崎純男） 建設課長。

○建設課長（西川博由） 申しわけありません。申請をしたとかいう話になりますと、また裁判の内容になりますので、お答えできません。

○議長（岡崎純男） 有沢議員。

○9番（有沢芳郎） 測量するのに、じゃあ測量会社に測量図の委託をしていますよね、それはそのとおりですか。

○議長（岡崎純男） 建設課長。

○建設課長（西川博由） 申しわけありません。裁判の内容についてはちょっと控えさせていただきます。

○議長（岡崎純男） 有沢議員。

○9番（有沢芳郎） 済いません、公開裁判でやっているのに、みんな、うちのある議員さんもちゃんとそこへ公開裁判に聞きに行っているんです。ここで裁判中やき答えできないとかいう話じゃなくて、事実かどうかの話をしているんですよ。裁判の中身に取り組んでいるんじゃないんです。要は南国市が測量会社に委託を頼んで測量してもらっているわけなんですよ。そうすると、南国市が測量会社に委託するということは、当然境界の確定をするための測量図をつくっているんで、そのときに土木委員も呼ばなければならないし、当然近隣者も呼ばないかん、関係者を呼ばないかんですよ。それはあくまで市役所側が申請しているんで、呼ばないかん者を呼んでないいうたら、行政側が不備の話をしているんじゃないですか、そうじゃないですか。

○議長（岡崎純男） 建設課長。

○建設課長（西川博由） 申しわけありません、それについても内容についてはちょっと答弁

を控えさせていただきます。

○議長（岡崎純男） 有沢議員。

○9番（有沢芳郎） 市長、これ裁判中でお答えができませんというのはわかるんですけども、これは測量を委託した、してないの話を今しているんです。行政側が境界の確認をするために測量会社に委託しているんですよ。それに対して裁判中やきお答えできないとは、中身まで踏んでいる話じゃなくて、申請しているのは南国市であって、南国市がその測量会社に委託をしているのであって、測量会社に委託するということは、土木委員とか近隣者を呼ばないかというのは当然のことなんで、そのあたりはあるかないかを答えてもらうように質問させていただいているんですけども、そういうお答えはできないんですか、市長。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） 今御質問をお伺いしている限り、やはりこれは裁判の判決に影響はしてくる内容であると思います。ですので、そこは控えさせていただくことにしたいと思います。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 有沢議員。

○9番（有沢芳郎） 高知地方裁判所で今判決は出ましたよね。だから、それが出たから一応新聞の記事に載りましたよね。だから、ある程度のことは公になっていることなんでしょう。だから、私が言っているのは、今後被告側が上告をして高裁へ訴えたときに、その質問をしているんじゃないんですよ。結果が出たときの今質問をしているんです。これはなぜ私がこういうことを言いますかといいますと、今度日章工業団地も開発します。いろんな意味で開発するのに当たって、ここに関連する地権者はもとより土木委員、水利委員、地域におつたら総代さん、いろんな地域の方々と接する問題がいっぱい出てくるんです。

だから、前にも私が質問させていただいたんですけども、南国市の場合は土木委員さんに権限がありません。高知市のようにみなし公務員としての権限を与えていただければ、境界確定でもめることはほとんどないと思うんです。あくまで機能管理、財産管理は市が管理するんですけども、一応土木委員さんは水路の幅とか赤線の幅、そういったものを持っている地検帳をもとに管理してくれているんです。だから、そういった方々にちゃんとして南国市の身分制度、いわゆるみなし公務員としてちゃんと地域において土木委員さんに権限を与えていただけるようにしていただければ、こういう問題はなくなるんじゃないかと思うんですけど、それについて市長のお考えは。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） その質問は通告にはない御質問でございますが、以前にそういう御質問をいただいたときに、またそれを調べて検討はすると申し上げたように思っております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 有沢議員。

○9番（有沢芳郎） 通告がないと言われれば、文言で言えばそうかもしれませんが、境界に関することに関連する地位の方なんですよね、土木委員さん、水利委員さん、総代さん、地域において。私が言っているのは境界確定についての取扱要綱についての疑問点がいっぱいあるんで、ここで質問させていただいているんです。だから、市長のお考えのように、土木委員さんも境界には必ず必要な地位の方なんです。だから、私がここでこういうふうに質問させていただいているんですけれども、南国市の場合はそれをどうも地域の方々の世話役さんを十分把握してなくて、その地域地域の方々の役割を勘違いしたりして地元の人に結構迷惑かけていることが現実には起こっているんです。だから、私ここで関連させて質問をさしてもらいたけれども、全て裁判についての内容でお答えができませんということであれば、私がここで質問する意味がなくなります。ということは、裁判が決着するまで何もお答えができないということであれば、私の質問はここで終わらせていただきます。以上です。

○議長（岡崎純男） 18番土居篤男議員。

〔18番 土居篤男議員発言席〕

○18番（土居篤男） 今期で最後の議会になりますが、なぜか質問項目が多岐にわたって浮かび上がってきまして、質問書を書くのにも苦勞しましたが、基本的に大事な点は、市長に判断をしていただく問題だけでございまして、あとは小さいこととございます。項目が多くて、我ながら質問書は11ページにも及んでおります、項目ずつに分けまして。順次質問したいと思います。

1つ目は、市長の政治姿勢として市長の考えを聞きたいという問題で、1つは西島園芸団地についてのこと、DHC株式会社との、系列会社ではありません、DHCとの協定について、3つ目がものづくりサポートセンターについて、これは福田議員が質問をした内容とほぼ重なりますが、若干違う角度で答弁を求めたいと思います。4点目が東沢ほ場整備のほ場の変形の補修工事についてでございます。5点目が農舎の既存宅地課税についてであります。

大きい項目では、南海トラフ地震津波対策について気がついたことを質問したいと思います。高齢化問題について、4番目が物部川洪水の問題とダム放流との関係についてでございます。5番目に、TPP、EPAが発効しました。対米貿易交渉も決着がついたと言われております

が、中身が明らかになっておりません。これから市の農業をどのように守るか。6つ目が生活相談窓口によろず相談窓口をつくってもらいたいと。7番目に避難タワーの利用について、8番目に全国的にこの夏、子供の、大人も含めて水難事故が多発をいたしました。こういうふうな水難事故を初め交通事故防止に一定の努力といたしますか、目標を持って取り組んでいく、これを求めたいと思います。

以下、順次質問をいたします。

まず、市長の政治姿勢で1番目は西島園芸団地について、過日の特別委員会におきまして事業報告と事業計画が示されました。その中では借入金返済と決算の黒字化はおおむね順調に見えます。経営が赤字にならない、黒字になって安定する、このことは大事な観点であります、そもそも経営破綻状態のものを市費を投入してまで建て直す理由は、かつての市長は南国市には観光客が訪問してくれるような注目するものがないと、せめて少しでも市外からの観光客の流入、この人口を維持し、ふやしたい、この思いがあつて経営破綻をさせたくない、こういう説明がありまして、動機があつて、一私企業に援助をするとしたのが表向きの理由であつたと思います。そうした観点で見ると、経営状況報告にはそのような観点が欠落をしております。私は観光客の入り込み数の推移の統計も資料を求めましていただいておりますけれども、市長はこの西島園芸団地の援助問題と、この援助の意義についてどのように考えているかお尋ねをするものであります。

2つ目に、DHC株式会社との契約については、前議会でも破棄するよう求めました。しかし拒否をされました。前回紹介した会社の前の、今かわつたようですが、代表者名でネットに公開した文章は明らかにヘイトでありました。これはヘイトであつたということは確認してほしいと思います。執行部席と机の上に全部ではありませんが、配付したと思いますが。ところが、このヘイトに関しましては、ヘイトスピーチを抑止をする、この目的で条例をつくつた自治体があります。大阪市でございます。これは高知新聞の報道された写しなんです、ヘイトスピーチ抑止を目的とした条例を制定した。それに基づき大阪市の有識者審査会は2日までに2016年9月の大阪市内での街宣活動とその音声ファイルをインターネット上で公開した行為がヘイトスピーチに当たると認定し、市に答申をした。街宣活動の認定を始めて、かかわつた人物を特定しており、氏名の公表も検討する。審査会はこれとは別にネット掲示板の投稿を集めて整理したまとめサイトで差別的な記事1本を閲覧できるようにしたことがヘイトスピーチに当たると答申。特定したサイト管理者の氏名公表を検討する。審査会は、今回の2件について、在日韓国人、朝鮮人を社会から排除し、誹謗中傷する表現と指摘した。条例は16年7月に全面

施行、市はこれまでにネット上への動画投稿行為4件、まとめサイトの記事作成2件をヘイトスピーチと認定し、サイト名や投稿者のアカウント名を公表してきた。ただ、投稿者などと接触できる氏名特定に至らなかった。

こういうふうには大阪市ではヘイトスピーチを抑止するという目的とした条例を制定しております。明らかにこのヘイトスピーチというのは、資料は前回お配りをいたしました、一部見てもみますと、ひどい内容です。これは前会長の吉田嘉明氏が2016年のDHC公式サイトで発言を公開しております。

ヘイトスピーチではありませんが、スピーチ以上に余り尊敬できないような表現で在日の方にかかわる政界、特に民主党にもおるんだ、あるいはマスコミ、特に朝日新聞、NHK、TBS、法曹界、裁判官、弁護士、東大出身、官僚はほとんど東大出身、芸能界、スポーツ界には特に多いようですなどと表現をしまして、明らかにヘイト、強烈に表現をしております。

こういうざっとした文章を公開するような人物が会長を務めるDHC会社との協定はやめたらどうでよと。もう会長はかわったき、ええろうがえというわけにもいかんだろうと思います。市長は改めてDHCとの協定は破棄をする考えはないか。会長がかわったというたち同じことですよ、これは。かつてこのような犯罪とも言えることを犯した会長が起こした会社ですから、もうええかげんにやめたらどうでしょうか、市長にお答えを願いたいと思います。

次に、東沢のほ場整備後のほ場の変形、沈下するところとしないところが一枚の田に発生して、田として利用できません。何らかの事業を起こしてもらいたい、修正をするための。改良区の負担金は、県営事業で反当20万円負担しております。今、南国市で進められようとしております国営ほ場整備事業では、個人負担はないと理解をしておりますが、十市の県営事業では反当20万円負担もしていると。これ以上の負担金は地権者または構成員に求めることはできません。この辺、経営した状況について耕作者より調査票を出してもらおうように一応どこが高い、どこが低い、石が出る、基盤が出るということを表示をした図面に書いたものを出していただきまして、60筆の要望がありました。これは農林水産課にも渡してほしいということですから、課のほうに渡すようにしますけれども、これを公で補修工事をしてもらいたいと。話がそれますが、決められた固定資産税は反当1,000円か2,000円か忘れましたが、ちゃんと固定資産税も払っております。田の機能しない田にまで払っていると、こういう状況がありますので、ぜひこの点を考えられまして補修工事を起こしてもらいたいということをや望したいと思います。

そして、農舎の既存宅地課税についてであります、これは前回も前々回も何回か取り上げましたけれども、昭和45年以前のと表現をしますが、都市計画法を見ても、昭和44年の何

月かですので、ちょっとこの年数は間違っているかも知れませんが、このときにあった農舎用地については既存宅地であるという認定をされて、その農舎用地が宅地課税がされております。この既存宅地も私のところの既存宅地の大きさがたしか10メートル掛ける7メートルでしたので70平方メートルですが、農舎の広さは。これに家を建てる場合には農業用舎屋の面積か、その農舎のある用地全体に対する建蔽率になるか、これで実際に都市整備課に見てもらいまして、十分な家が建つかやということをお伺いをしたいと思います。

また、既存宅地とはいえ、こういう農業振興地域にある既存宅地に買い手である購入者にはどのような条件が課せられ、建築条件はどうかということをお聞きをいたします。

普通の市街化区域内の宅地であれば誰でも買えて、2軒目であろうと3軒目であろうと誰でもその宅地を買ってどんな家でも建てる、無条件である。建蔽率とかありますが、簡単に家が、購入して家を建てる条件なんです、果たしてこの既存宅地として認める農舎用地はどのような買い手に条件がつけられるかお伺いをいたします。

そして、家屋を建てますと、人が住みますと必ず排水が出ます。放流先が周辺にありません。私の住居ですと、周囲に自分ところの竹やぶがありますので、何の遠慮もなく竹やぶ向いて排水することが可能です。地下浸透方式です。近所にも井戸を持っている方もおりませんので、誰も文句が出ない。自然に排水して、自然に浸透していく。ところが、この農舎用地に他人が買って、そこへ住居を建てると、排水先が問題になります。排水する方法はあるのかどうか。

そして4つ目に、この場所に買って建てれる条件の人がおるか、どんな条件が課せられるかと。私の農舎は周辺に家屋がなくて、私の畑地や第三者の畑地、または山林であります。農舎のままならともかく、住宅として購入を求める人がいるとは思わない。そのような場所に既存宅地とはいえ、宅地課税はすべきではないというふうに思います。市長に判断を求めます。

余り多くはありませんが、稲生の平野部の田の真ん中のケースもあると思います。昭和45年か44年以前から農舎が建っている土地が。こうした点で考えても、この課税はすべきではないと思います。

そして、都市計画法は先ほども言いましたように、昭和44年6月に施行されました。この法律は都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業、その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とすると第1条で定めておりました。言いたいのは、決して農舎用地を宅地だよという税金を取るための法律ではないと。高度成長期に入ったころだと思いますので、乱開発が非常に進むということで農振地と市街地区域をしつ

かり分けて、この都市計画法に基づいて乱開発にならないように、書かれているように健全な発展と秩序ある整備を図れと、そういう目的でつくられた法律でございます。

高度成長時代に入りまして、土地の開発が急速に進み始めて、慌てて農地の乱開発、土地の無秩序な開発に歯どめをかけたものだ。この法律の施行される以前には、農舎として農家が適地を造成して、余り規制もない時期に建築したものであります。この時点以前には自由に他人の農地、土地を買い求め、住宅を建設することが行われていたものと思われま。ちょっとこの点、わかりませんが。この法の施行によりまして、制限が加えられたので、この法の施行以前からの農舎建築物がある場合には、この法の制限を受けないときからある宅地として認めるという意味であります。いろんな制限はあっても、宅地として売れるというだけのことで、売ろうなんて考えたこともないのであります。

この都市計画法は以前からありますので、この法の制限を受けませんよという意味であり、宅地であるから宅地税を取れという意味ではありません。あくまでも宅地として適切な場所だからといって、農舎を建てたものでもない。例えば、稲生の田んぼの真ん中に、近所に粉じん被害を与えないので農舎を建てた場合、都市計画法が施行され、誰にでも売れ、住宅として売れますなどということ想定をしたこともありません。そういう場所なのであります。それが都市計画法施行以前からあるので、宅地として認めますなどといっても他人が求めてくる由もない土地であります。それを既存宅地だから固定資産税を課税するというのはおかしい。私の主張です。農舎を建てた時点では、農舎に適しているから農舎を建てたのであって、農舎用地として課税するのが当たり前であると思いますが、違うかどうか、これは市長にお聞きをします。この既存宅地の農舎用地に課税をする法的根拠は何か。

それから、別の角度から見ますと、緑ヶ丘では、あの宅地です、立派な宅地に農地もあるの中に持っておった方もおりますので、県の土地開発公社かどっちか忘れま、住宅供給公社か忘れま、それが所有する面積に応じて造成をして配分をしてくれて広い宅地を持っている農家の皆さんもおります。それに全部宅地課税せられたらたまりませんから、それに果樹を植えて農地として利用すれば、税率はちょっと高いかもしれませんが、宅地課税ではない課税がされます。田んぼの真ん中にある農舎用地は、農舎がある以上、農舎用地課税にすべきであると思います。これも市長の判断で何かできる方法はありませんか、お聞きをしたいと思います。

以上が市長の政治姿勢、市長の判断をお聞きしたいわけですが。

○議長（岡崎純男） 1の3がものづくりサポートセンター、抜かってませんか。ものづくり

サポートセンターの質問が抜かってませんか。

○18番（土居篤男） 抜かっておりました。

ものづくりサポートセンターについては、福田議員も質問をしましたが、どうもフィギュアメーカーが海洋堂が入るということはわかります。ところが、あとのいろんな片仮名で書かれておりますが、さっぱり理解できません。南国市から世界へものづくりムーブメントを発信していく。ものづくりはわかりますが、ムーブメントがわかりません。クリエイターなど、ムーブメントやクリエイターなどと書いておりますが、さっぱりこれがわかりません。

それで、具体的に、じゃあ子供たちのどんなグループにここに来てもらってもものづくりの練習をしてもらおうとか、幾つの団体を対象にしているとか、子供たち何人ぐらいが対象になるとか、あるいは大人たちのグループでは例えばどういうグループがあって、こんな人たちが集まってきてやるんですよと、そういう具体的なものがイメージとして浮かんでできません。それに15億円、16億円というのは結びつきませんので、ぜひこれはこういう婦人のグループがこんなことをやっているグループが10も20もありますと、その人たちにこの場所で研修をしたりしてやっている内容を高めてもらおうと、そういうことが具体的にわかるように御説明を願いたいと思います。

大きい2つ目では、南海トラフ地震津波対策について、これも避難タワーをいち早く建築したとか、非常に防災マップも市民の中に配られまして、いいと思いますが、私はそれはそれでマップを否定するものではありませんが、それだけでいろいろかということを心配をするわけです。前回は、そのマップに基づいて予想される津波や洪水など注意しなさいよと、それを集中豪雨の警報が出たときに、その地域の消防団とか防災組織に必ず連絡を入れると、そして防災に目を光らしてもらおうと。一般論として防災マップを配って市民に注意しなさいじゃなくて、これをやったらどうですかと提案したんですが、それに加えて私は今ちょっと市民の皆さんの頭の中に意識としてないというのが津波です。

昭和の南海地震では津波は、こればあしか海面が上がらなかったという言い伝えがあります。海岸線の人の何割かわかりませんが、大津波が来るじゃいうことを思うちよる人は極めて少ないと思います。南海地震、こればあやった。そうではないですよということをもうちょっと、岡村教授がせっかくボーリング調査もして、何百年、何十年前にはここまで来ている、その前にはここまで、300年に一回ぐらいはここまで来ますよということのボーリングの結果でわかっていると思います。それを生々しくしっかりいつも教えるということが必要だと、それを提案したいと思います。

それから、十市小学校にしろ三和小学校にしろ、逃げる訓練は、避難タワーへ行く訓練はしていると思いますが、ふだん感じたことがないような地震の揺れがあったら、とにかく逃げると、こういう意識になるように、揺れたら逃げるということを子供のときからぎっちり教えとくと。どこか東北でも校庭へ待たして大分亡くなった学校がありましたね。ところが、一方では揺れたら逃げると、先に逃げて全員助かった学校もあった、子供たちがおったね。そういう点ではやっぱり揺れたら逃げるということを子供たちに、それだけ教えちよくと。おばあちゃんとか親のことを考えるにようばんと、揺れたら近くの高い山へ走り上がれと。これを常に人の顔色を見ずにすぐ走れと、これをしつこいぐらい子供に教えちよいたら、教えることがちょっと欠けているんじゃないかと。もうちょっとやったらどうですかということをご提案をしたいと思います。

それから、高齢化問題についてであります。要するに前田議員もいろいろ限界集落の問題でやりましたが、私は高齢化の問題で非常に心配をしておりますが、市民課で人口移動調査とあります、人口調査です。これを見てもみますと、年齢ごとにずっと出ておりますが、10歳から20歳が470名から500名ぐらい、30歳から40歳が600名から633名、それから60歳から70歳の間で、この62歳ぐらいが、これは平成22年の調査です。60歳から63歳の間の人がそれぞれ、59歳からですが、800名から952名、ピークです。それから、70歳が556名。平成22年のデータですから、それから時がたったらこのまま死亡した人を除いてこのまま上がっていくわけです。平成22年に63歳の方が952名がピークです。これが亡くならないとすれば73歳でこのまま上がっていきますと、83歳になりましても九百五十何名が亡くならないとすれば950名になります。ところが、平成22年の83歳は368名です。私が言うのは、この平成22年の人口表から見て、平成22年には368名の83歳の方がおると。この中で介護保険とかを利用される方は368名中何人かと。ところが、この63歳の952名のピークの方が亡くならないとすれば、この83になったときに952名になるわけで、368名が952名、物すごく年寄りがふえるわけです、ここで。全員が病気にならず死なずにここまで行ったらという話です。また、医学の進歩もあってなかなか死にませんから、大方の人がこの83まで生きる。

こうなりますと、83歳368名であった人が900名にもふえるぜよと。この人口の表からそういうことが読み取れるわけです。そうしたときに介護保険制度とか間に合いますかということをお聞きをしたいと思います。

そこから先はまた人口が減少時代に入りますので、いつまでも年寄りばかりがふえるわけではありません。だんだん人口そのものが減ってきますので、年寄りの人口も減ってきます。

自分の年から考えますと、もう10年たって85歳になったら、やっぱり施設からあふれたら困る  
き私は言っているがです。できるだけ寝たきりでは生きとうないですけれどね。そういう対策  
は十分でしょうかという、対策を十分にしてくださいよという質問でございます。

それから、物部川の問題では、昨年でしたが、物部川が氾濫寸前であったと。この物部川の  
水量と、杉田のダムが満杯になる、あるいはもっと上流の物部ダムですか、これが満杯になっ  
て、これ以上降ったらダムが壊れるき、下の川が満杯になるのにそこで放流する関係になっ  
てはおりませんかというのを聞きたいがです。物部川がいっぱい流れゆうのに、上が  
満杯になるき、放流するいうて放流されたら洪水になるわね。そういう関係してダムの放流、  
事前に放流して、大雨をため込んでいくとかいう、そういう考えが入ってますか入ってませ  
んかということです。物部川の下流がいっぱい流れゆうのに、ダムが壊れるき放流するとい  
うことにはなりませんかと。関連してますかということをお聞きをしておきたいと思いま  
す。

それから5番目には、TPPとEPAなんですが、これはいつも言うことなんですが、実は  
EPAが発効を始めまして、生島ヒロシというコメンテーターがテレビに出てきてますが、あ  
れでヨーロッパのチーズが安く食べれらあよって言うた。じゃあ、北海道の酪農家はどうな  
りますかと私は感じたわけなんです、彼らはそういう観点でしか物事を見ません。私は日本の  
農業はどうなるろうと。車を売るためにヨーロッパのチーズも乳製品もええわよと、関税下げ  
てどんどん入ってくると、生島さんはその観点しかありません。私はそれでほんなら日本の酪  
農農業がもちますかというふうに心配をしまして、EPAもTPPも順次、EPAはもう発効  
しました、発効してますので、前にも豚肉の値段が安いということを言いましたが、その結果  
かどうかわかりませんが、高知新聞で7月12日に調査してきっちり報道されました。私は6月  
議会で取り上げましたので。そこら辺のスーパーへ行って、肉売り場へ行って見てください。  
3切れ、これぐらいの豚の肉が入ったパックで300円です。1人前これぐらいとしたら、これ  
で3人前300円で、それをいためるかフライにすれば豚カツになると、あるいは豚テキに焼け  
ばなんと。100円で豚テキが食べれる。こういう品物があふれております。

生産者は警戒を強めるというふうに7月12日の高知新聞では出ておりますが、ヨーロッパか  
らデンマークなんかも入っています、アメリカがその上に加わってくれば、国産の国内で肉、  
豚、肉牛を生産している農家が影響するのではないかと。私は田島牧場と契約をして飼料稲の  
供給をしておりましたが、今はまた別の畜産農家と契約しておりますが、結局安い牛肉、豚肉  
が入ってきたら、県内、国内の肉豚、肉牛生産者がやれなくなったら、米作農家が例えば北部  
の大規模農家とか、共同でラッピングのマシンも買って、飼料稲をラッピングして、畜産農家

が肉牛農家へ何十個というてやってます。転作すれば反当8万円、それをラッピングして売ればそれも収入になると、その機械も補助金で構えてます。そういう農家が畜産農家が生産を縮小したら、米作農家自体も物すごい影響を受けるわけです。そういう点で大丈夫かねと、ちゃんと畜産にしろ米作農業にしろ、南国市の農業は大丈夫かねと、ちゃんと補助制度を考えちゃうかねということを農林水産課長にお聞きをしたいと思います。

それから、6つ目が生活相談の窓口をつくれということなんです、簡単なことなんです、病院なんかへある程度の年齢になって入院して退院すれば、退院したてのときには体が動かんと、この段差が高過ぎて足が上がらんとか、そういうこの階段がきつうて、階段を上がれんとか、そういう細かい相談があります。それを介護制度の窓口へ相談してもわからんし、こういう細かい、介護でもない細かい生活相談の窓口、対応できる人間の配置はできないかと。大工さんを紹介したり、左官さんを紹介したり、そういう窓口がありますかということなんです。

それから、避難タワーの利用について、これもそれぞれ避難タワーをつくっていただいて、その利用するのに防災組織でやっていると思います、訓練も。それと同時に前浜の大きなビル、避難所を兼務してあれば、ちょっと名前は忘れちゃったけれども、コミュニティーセンターいう、もう横文字が入るとどうも覚えにくい、などにはテレビとかその他の家具調度類なんかも前浜の地区の人たちが拠出をして買っているそうです。ですから、久枝の人がそこへ通りかかっても、おまんらここ行かんで、あっちでええと、久枝へ行きと、こういうふうなことをちらりと漏れ聞きました。

これは市の教育、宣伝が足らんがじゃないかと。この避難タワーは通りかかった人でも誰でも津波のおそれがあるときには避難するところですよ。いち早く車を置いて上がってくださいと、そういう看板をつくっていっぱい立てちよかないかん。ここはおらんくのがじゃき、おまんらいかんぜよいうて、前にも札幌の上の避難所へ避難訓練したところが、大浜の人がそこへたまたま上がったら、ここはおまんの来るところじゃない、大浜へ行きって言われた。たまたま熱海で行きかかったら、おまん高知やき、高知へいにやって言われる。そういうことやなしに、その場で災害に遭遇したら、その場所の避難所へ駆け込むと、これが当たり前やき。ほんで、どこでもここでもし津波の警報に遭うたら、近くの避難所はここですとか、そういう表示をしちよったら誰でも上がりなさいと、こうやって表示をしちよかんと、一々部落へ行って説明するわけにいきませんからね。日常的にいつでも皆さん上がりなさいという表示をちゃんとして、改めて教育せんでも、その表示をしちよいたら、みんな、ああほんなら自分はどっか赤岡におるときは、その避難所に上がったらええねと自分思うわけよ。おんしゃあ十市やき

十市へいねじゃあて言われもせんし、そういう実際になったらそうも言わんかもわかりませんが、ふだんから近くの避難タワーへ避難しましょうということを表示をしちゃったら、そんなわがなことやいうて怒らんと思います。

それから最後に、子供の事故防止についてなんですが、市内でも水難事故と言えるかどうかわかりませんが、事故がありました。全国的に子供を中心に水難事故が多発をしております。9月8日付の高知新聞でも、子供とお年寄りの水難事故が報じられておりました。また、7月から8月にかけてことしの夏は海水浴場だと思いますが、高知県ではありませんが、波打ち際で遊んでいて流されたとか、非常に多く遭難された子供さん、お年寄りも含めてあったように思います。

高知県では、台風が今まで再々来ておりましたので、海に行ってはいけないということは大人社会も知っておるし、我々も子供のころから危険な目に遭うて自然に知っておりますので、そのせいかわかりませんが、事故はありませんでした。県外で海水浴場で溺れ死んだようなあれは台風の波で、本当は遊泳禁止にせないかんと思います。高知県ではすぐ遊泳禁止にしますが、県外では多分めったに台風は来ませんので、海水浴場を管理する人がそういう大波の怖さを知らんがでしようね。そこで海に入らせると。

そこで、提案するんですが、水遊びには必ず救命チョッキを着用する、これが常識だということまで教える。教育現場や市の広報などでも教える。これ世間の常識だということまで高めておけば、水へ入るときには小さいチョッキを着けちゅうと。チョッキ会社もこれでちっとでも利益が出るんじゃないかと、もっと研究してもらいたいと思いますが。こういう水遊びにはチョッキを着けようということを経済委員会か行政なり、広報で徹底をすとかしたらどうかと提案をしたいと思います。

それからもう一つは、プールで訓練も小学校から始まると思いますが、水に沈まない訓練の徹底、夏場の期間が短いので、教員任せだけでは徹底できんかもわかりませんが、援助者も多く入れまして、子供のころから水に沈まない訓練をしておくと、これが水死することを防ぐ大きな対策だと思います。ぜひこれは教育現場は忙しいので、そうは教育現場でやれとは言いませんが、どこかでやらないかんと思います。

それから、交通安全の指導も、これも恒夫君の事務所の前で朝立てりよりもと、ランドセルを背負った子が、札幌の交差点です、浜から停止したトラックの前をさっと出ます。右折レーンの前を右を見ずにさっと行きます。右左確認をすることを抜かっています、低学年では。そういうところはもうちょい細かく、青信号になってから渡りましょうというまでやるけど、

車の陰や左右を見ましようとかまで徹底してない、小さい子やきね。ちょっと気がつきましたので、そこを徹底するような交通指導を学校の教員も含めて交通指導員も含めて研究をされて、こうなさい、絵も含めて描いて、小さい子にわかってもらうということをやらないかんのやないかと感じました、ここ30年立てりよって。

以上で第1問を終わります。御答弁をよろしく申し上げます。

○議長（岡崎純男） 答弁を求めます。市長。

〔平山耕三市長登壇〕

○市長（平山耕三） 土居議員さんの御質問にお答えいたします。

まず、西島園芸団地についてでございますが、西島園芸団地につきましては、前期、前々期と赤字決算となり、再建に向けて取り組みは道半ばであります。現在でも10万人以上の入り込みになる市内で一番の観光施設であることには変わりなく、南国市にとってはなくてはならない観光施設であります。経営再建に向けては、さらに経費削減、増収を図っていく必要があり、多くの観光客の皆様を訪れていただくための取り組みが重要となります。

現在、職員主導で改善計画を立て、一丸となり再建に向けて取り組みを行っているところでありますので、活動状況を確認しながら西島園芸団地の経営が継続できるよう対応していく必要があると思っております。

続きましてDHCとの協定ということでございますが、株式会社DHCとの包括連携協定につきましては、本市出身である研究顧問の蒲原聖可先生から南国市における健康寿命の延伸、健康格差の縮小、健康長寿社会への実現に向けての御提案を受け、蒲原先生からは出身地であります南国市とぜひとも連携したいという思いで、市と蒲原先生との懇談を重ねて協定締結に至った経過があります。その取り組みは、メタボ解消から介護予防対策と多岐にわたっておりまして、民間の力をおかりすることで行政だけではできないことを実施できると期待をしているところであります。実際に過去にも蒲原先生には健康講座の講演もしていただきましたし、この11月23日には市の健康まつり、きらりフェアで高齢者メーク講座を予定しており、高齢者の外出機会をふやして運動不足を解消することで要介護へのリスク軽減を図ろうという取り組みをするように予定しております。

協定は平成29年2月21日にスタートしたところでありまして、これからも健康づくりなどに御協力をいただけるものと思っております。

続きまして、十市、東沢地区でのほ場整備でございます。

これにつきましては、土居議員さんからたびたび御質問でも言われてこられましたとおり、

耕作される方々が大変御不便をされておりまして、土地改良区としても苦慮されているということは承知いたしているところであります。農地の不等沈下に対する補助事業での対応はなかなか難しい状況であるというところでございますが、6月議会でもお答えをしたとおり、10月に開催予定の高知県市長会議を通じて県に支援策の検討を要望してまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、ものづくりサポートセンターについてでございます。

(仮称)ものづくりサポートセンターにつきましては、南国市立地適正化計画におきまして、まちおこしセンターとして中心市街地に新たに人の流れを呼び起こす、そういった施設として南国市の拠点施設として位置づけをしているところでございます。この施設は先ほど土居議員さんもおっしゃったとおり世界的な知名度を誇る海洋堂との連携によりまして、そのネームバリューや造詣、ものづくりに関するノウハウを生かしつつ、観光誘客、観光振興を図るとともに、そのノウハウを生かした人材の育成を行うほか、多くの方に幅広い分野のものづくりに興味を持ってもらい、ものづくりに携わっていただく人材の育成を行い、中心市街地を中心とした南国市の活性化につなげていくということを目的にしているところでございます。

これの具体的な取り組みと申しますのは、福田議員さんにもお答えもした内容に含まれておりますが、まずは小中学校の社会科見学や職場体験などで、生産現場の見学やものづくり体験をしていただくということも想定しているところでございますし、夏休みなどの期間に工作教室を開催するというとか、いろいろ小中学校の体験学習に活用してまいりたいと考えていること、またその知名度を生かした県外からの観光客の皆様にも立ち寄っていただく、また県外からだけでなく、海外からもインバウンドということで立ち寄っていただいて経済効果が上がるような施設にしたいと考えているところでもあります。この周りの環境もチャレンジショップとかいうことも取り組みを進めまして、ぜひとも空き店舗の活用にもつなげていきたいと、そういう経済効果、活性化につなげることを想定しているところでございます。

続きまして、農舎の既存宅地の課税についてでございますが、こちらの課税につきましては、土居議員さんのいろいろ御意見もあろうかと思いますが、市としましては固定資産税の課税は常に現況地目により評価基準に基づいた公平で適正な課税を行っているところでございます、御理解をいただきたいと思うところでございます。

詳細につきましては、これから各担当課長のほうで御答弁をさせていただきます。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 商工観光課長。

〔長野洋高商工観光課長登壇〕

○商工観光課長（長野洋高） 土居篤男議員の西島園芸団地の御質問にお答えさせていただきます。

西島園芸団地につきましては、先ほど市長からの答弁にもありましたとおり、平成25年以降、10万人を超える入り込み客数で推移しております。平成27年の13万6,000人強をピークにここ3年ぐらいは若干減少傾向にはありますが、これは気象状況等の影響なども考えられるということで、現在でも市内で一番の観光の入り込み客数になる施設となっております。

入り込み客数の増に向けた取り組みについては、気象条件、自然条件等に左右されるところがあつて、計画どおりには進まない部分もありますが、改善の手だては行っていく必要があると思います。現在実施している、また実施を予定している取り組みとしまして、県の主催を初めとする商談会へ参加する回数をふやしまして、旅行事業者へのPR活動の強化であるとか、広告宣伝費について削減を図りつつ、有力なネット媒体、SNSの活用などで効果的な広報活動が行えるよう、内容の見直しを行ったり、毎月行っているイベントの充実、継続、また季節イベントの刷新による集客力の強化など、職員みずから計画を立てて実行に向けて取り組んでいるところであります。

ほかにも平成27年度に実施して、約2,700人の参加があつたヒマワリ迷路を今年度も実施すべく取り組んでいましたが、夏の雨や台風の影響でヒマワリが思うように咲かずに残念な結果となりましたが、こういった入り込み客数増に向けた取り組みを継続していくことは今後も必要であると考えております。

続きまして、ものづくりサポートセンターについてですが、具体的にどういった方を対象に活動していくのかという御質問かと思えます。

先ほど市長の話にもありましたとおり、ものづくりサポートセンターは海洋堂との連携によって観光誘客を図り、また世界的な造詣メーカーの生産現場を見、感じてもらうことで子供たちに少しでもものづくりに興味を持ってもらえるよう、市内の小中学校、高校等と連携した取り組みを行っていく、また来場者にはフィギュアの色づけ体験やジオラマ製作など、楽しみながらものづくりに興味を持ってもらえる体験メニューの提供や海洋堂を中心とした常設展示や企画展、市内のものづくり事業者によるものづくり体験、本施設で生産されたフィギュアを含む商品の販売を行う予定をしております。造詣を中心とした技術の向上を図りたい方、将来的に起業を視野に入れている方などについても、専門的な講座の開催、指導の提供による技術の習得のサポートを行いたいと考えております。この海洋堂のものづくりノウハウを活用した取

り組みだけではなくて、地域で小物づくりなどの創作活動に取り組んでいる方など、幅広いものづくりを行う方々を対象としたイベント、行事の開催、ものづくり体験事業の開催など、ものづくりに興味がある方等、幅広い方に施設を利用して活動していただけるよう考えています。

具体的には、現在施設のオープンに向けて海洋堂と連携した形で小学校の地域学習の取り組みとして、校区の大型ジオラマの製作の取り組みを行っております。また、地域の方々への本事業の啓発、誘客や幅広いものづくり人材の発掘、育成の取り組みをスムーズにスタートできるように、ものづくりイベント、ナンコクフェスティバルを継続して開催しており、ことしは10月27日の開催に向け準備を進めております。また、去年はオリジナルの商品を製作販売する作家の作品の展示をメインとしたイベントのつくりになっておったんですが、今回はこういった作家によるものづくり体験であるとか、小物、クラフトの製作体験などをメインとした体験型イベントとして広くファミリー層や女性にも楽しんでいただけるようなつくりとしております。

ほかにも昨年度初めて開催し、ピアス、イヤリング等アクセサリや布小物、花器、ガラス製品など、南国市やその周辺地域で創作活動している方々、約40組が出展して大変なにぎわいを見せたクラフト系イベントのNANKOKUまけまけマーケットの開催を今年度も予定しております。そのほかにも2カ月に1回、よってこ広場を会場にクラフト系のミニイベントを開催したり、ものづくりのノウハウを持った地域おこし協力隊によるものづくり教室を実施しており、一般の方が継続して参加してくれております。

こういった地域の創作活動を行っている方々を中心としたものづくりの人材を対象として、こういった方の掘り起こし、育成、連携体制の構築を図りながら、ものづくりサポートセンターの取り組みに引き継いでいき、将来的にはこういった方々の地域での活動につなげていけるよう支援を行っていきたいと考えております。

また、ものづくりサポートセンターでの見学、ものづくり体験をしていただくということで計画しておりますが、市内の製造業者との連携による工場見学、出前講座、体験なども行いながら、子供たちを中心に南国市の製造業のすばらしさを伝えていけるような取り組みを、これも行っていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 都市整備課長。

〔若枝 実都市整備課長登壇〕

○都市整備課長（若枝 実） 土居篤男議員さんの農舎の既存宅地課税についての御質問にお答えいたします。

まず、建蔽率についてでございますが、当該土地の建蔽率は60%になります。当該土地のどの部分に対する建蔽率になるのかということにつきましては、当該土地のうちで線引き前宅地に該当する部分の面積に対する建蔽率ということになります。線引き前宅地に該当する範囲につきましては、高知県が昭和44年5月に撮影した航空写真に基づき作成された図面に示されておりまして、それを現地に落としてはかってみますと、敷地としては十分な広さがございまして、また2項道路にも接道しておりますので、十分な建築物を建築することができるのではないかと思います。

次に、建物を建築する購入者の条件や建築条件についてでございますが、線引き前宅地であれば、当該土地を第三者に売却し、当該土地を取得した第三者が建築物を建築することは可能となるわけでございますが、建築物を建築する者、またはその者と生計を一にする者が自己の居住の用のみに供する建築物をほかに所有していないことの条件でありますとか、敷地が建築基準法の道路に接道していなければならないなどの条件を満たす必要がございます。

家庭排水についてでございますが、公共下水道が整備されていない地域におきましては、原則といたしまして、住宅の敷地内の生活雑排水や雨水は排水能力を備えた公共水路に排水していただく必要がございます。水路までの距離が離れている場合には、配管等で水路へ接続していただく必要がございます。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 税務課長。

〔高野正和税務課長登壇〕

○税務課長（高野正和） 土居篤男議員の農舎の既存宅地の課税についてお答えをいたします。

固定資産税の課税は、総務大臣が定める固定資産評価基準に基づき行われ、既存宅地の認定要件は南国市固定資産税土地評価事務取扱要領により定めております。課税地目につきましては、現況の地目によって決定し、農舎であっても土地の上に建物が建築されている場合、現況地目は宅地となります。市街化調整区域内に存する農業用施設の用に供する宅地の評価は、既存宅地でない場合には、付近の農地の価格に宅地に転用する際の造成費を加えた価格にて課税をされますが、農業用施設の用に供する宅地であっても既存宅地に該当すれば、農業用の施設が建設されているとはいえ、一般の宅地から比準をした課税となります。これは価格の形成要因が既存宅地であれば宅地と同様、既存宅地でなければ農地と同様になるためです。

固定資産税は評価の公平性や適正化を図り、自治体による差異が生じないように、その方法や手順等については地方税法の規定により総務大臣が定める固定資産評価基準によらなければならず、南国市では評価基準に基づいた適正な課税を行っております。また、緑ヶ丘の果樹を植

えられた土地につきましては、市街化区域内に存在する農地でございます。この評価額につきましては、周辺の宅地の価格から今度は造成費を引いた価格が評価額となりますが、税金については課税標準額が3分の1となりますので、概算で言うと3分の1以下、周辺の宅地に比べれば3分の1を若干下回る価格での課税となっております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 危機管理課長。

〔山田恭輔危機管理課長登壇〕

○危機管理課長（山田恭輔） 土居篤男議員さんの津波対策にかかわる啓発についての御質問にお答えいたします。

議員さんのおっしゃられるとおり、昭和南海地震における本市の津波は余り高くはありませんでした。前回が大したことがなかったのも、今回も大丈夫だろうという考えはこれまでの被災地でも語られたことでございます。南海トラフ地震の津波の痕跡はさまざまな研究で示されておりますので、今後の防災学習会において次の津波が大規模であるという具体的な痕跡を示すなど、これまで以上に大津波警戒の啓発を続けてまいります。

また、学校におきましては、揺れれば机の下に隠れた後、その後、避難するという訓練を続けておりますので、引き続き学習と訓練の支援をしてまいります。

続きまして、ダムの放流についての御質問にお答えいたします。

ダムの放流につきましては、毎年沿岸流域関係者が集まった物部川ダム放流予報連絡会におきまして、降雨状況や放流実績などに関する治水情報の共有を図り、ダム下流沿岸の災害防止に努めているところです。ダムが満水になり、それ以上ため込むことができない場合は、昨年6月、愛媛県西予市での野村ダムで行った異常降水時防水操作が行われることとなります。当然、この操作により河川の水位は上がることとなりますので、現在も実施しております予備放流などの事前対策につきまして引き続きダム管理者と協議をしていきたいと考えております。

続きまして、避難所等の利用についての御質問にお答えいたします。

緊急時の避難所につきましては、先月の台風10号の対応におきまして、市民の方から避難所への地区割りについての御質問をいただきました。議員さんのおっしゃられるとおり、他地区の避難所に行けないという内容でございました。そのお答えといたしまして、現在のところ、1地区に1避難所を開設しておりますが、避難される方を地元の住民だけと限定しているわけではございませんので、逃げやすい避難所に行くようにとお答えをいたしました。避難所を開設すれば、地域住民の皆様以外にも旅行者や帰宅困難者などの要配慮者も避難することになります。また、南海トラフ地震が発災し、大津波が発生すれば、近隣市の住民の避難も考えられま

す。避難所は誰でも避難できるということを御理解いただくために、表示や啓発を行っていくようにいたします。

続きまして、子供の事故防止の交通安全対策につきましてお答えいたします。

交通安全対策の一環として保育所・園、小中学校の交通安全教室を実施しております。30年度は保育所・園で17回、小学校で16回、中学校で4回の合計37回実施し、本年度も同等回数を実施いたします。今後も低学年の児童にもわかりやすい教室を行うように努めてまいります。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 長寿支援課長。

〔島本佳枝長寿支援課長登壇〕

○長寿支援課長（島本佳枝） 土居篤男議員さんの高齢化問題についての御質問にお答えいたします。

本年7月末の本市の高齢化率は30.8%となっております。第7期介護保険事業計画における人口推計では、2025年の見込みでは、65歳以上の高齢者数が1万4,436人で、うち75歳以上の後期高齢者数は8,658人、高齢化率は31.8%と推計をしております。65歳以上の高齢者数は減少に転じる見込みですが、一方で後期高齢者数は増加する見込みとなっております。現在の第7期介護保険事業計画期間中に施設整備の計画はありませんが、介護施設の整備につきましては、高齢者数の推計や介護認定者数の推計により、次期介護保険事業計画において通所介護や短期入所などの在宅サービスの充実を含めて必要なサービスを検討し、計画していきたいと考えております。施設への入所が必要となった場合は利用していただくことができるよう、施設整備を検討してまいります。できる限り住みなれた地域で生活が続けられるよう、在宅での生活ができる健康寿命の延伸を目指して介護予防事業を進めていきたいと考えております。

続きまして、総合相談窓口の設置についての御質問にお答えいたします。

高齢者の相談窓口といたしましては、南国市社会福祉センターの1階に、南国市地域包括支援センターを設置しています。社会福祉協議会に委託しており、7月号、9月号の社会福祉協議会広報紙まんてんで、南国市地域包括支援センターからのお知らせとして記事が掲載されております。高齢者の総合相談窓口として主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師などの専門職を配置し、介護保険に関することのほか、健康、福祉、医療や生活に関することなど、高齢者や高齢者の御家族からの相談を受けて、必要な支援へとつないでいます。

また、地域で高齢者の見守りなどをしていただいている民生委員さんから、独居の高齢者についての御相談を受ける場合もありますが、地域包括支援センターの存在や業務内容を知らな

い方に対しての周知が必要と考えております。高齢者の方の安心につながるよう、今後も機会を捉えて広報していきたいと考えております。その一つといたしまして、例年実施している健康まつり、健康なんこくきらりフェアを市制施行60周年記念事業として11月23日に市立スポーツセンターで開催いたしますが、本年度初めて地域包括支援センターの相談コーナーを設ける予定としております。今後におきましても、支援が必要な高齢者の相談窓口として利用していただくよう、周知に係る取り組みを進めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 農林水産課長。

〔古田修章農林水産課長登壇〕

○農林水産課長（古田修章） 土居議員さんの御質問にお答えをいたします。

昨年末のTPPに続いて、2月にEPAが発効されましたことで、日本は今後農林水産分野で多くの関税を撤廃していくこととなっております。既に発効しているTPPも相まって日本農業は過去最大級の自由化にさらされているという状況でございます。また一方で、米国につきましては、TPPからは離脱しておりますが、日本がEPAでTPP以上の譲歩をしていることから日米貿易協定交渉では、TPP以上の成果を求めてくる可能性が高いと言われております。

いずれも貿易の拡大、経済成長が期待できる一方で、安い輸入品が入ってくることで、土居議員の言われましたチーズ、豚肉、牛肉など、打撃を受ける産業分野が出てくるということが懸念をされているところでございます。今後は品目別輸入数量の動向などに注意を払いつつ、国内生産への影響を見きわめなければならないと思われまふ。その上で国におきましても、規模の大小問わず、幅広い生産者が将来に希望を持って持続的に農業に取り組んでいけるような対策をとることが重要になってくると考えております。

そこで、本市における対策でございますが、現在本市で採択に向けて取り組んでいる国営のほ場整備事業、国営緊急農地再編整備事業につきましても、TPP対策として位置づけられたものでありますので、ほ場整備で効率的になった農地を有効活用することで、稲作、露地作物、施設園芸を含めて、稼げる農業の実現を目指して取り組んでいくことで、その影響の軽減についても期待ができるのではないかと考えております。もちろん本市でも重要施策として取り組んでいる環境制御技術の推進についてもその対策になると考えておりますし、本市の広大な農地を活用したキャベツ、ブロッコリーなどの土地利用型園芸農業の推進につきましても関係機関や農業者によって将来の産地化に向けた検討を進めているところでございます。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 教育次長。

〔伊藤和幸教育次長兼学校教育課長登壇〕

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 学校教育課より御答弁を申し上げます。

学校教育の中で、子供たちがライフジャケットを身につけた学習をする機会というのはほとんどなく、多くの小学校で実施しております5年生での宿泊体験学習においてライフジャケットを着用した海の活動を行っている程度でございます。

水泳領域の授業時間数は、各学年とも10時間程度で小学校低学年では、水の中を移動する運動遊び及び潜る、浮く運動遊びで内容を構成することとなっております。浮き方の指導例としましては、クラゲ浮き、だるま浮き、ラッコ浮き、伏し浮き、背浮きと呼ばれるなどの活動を通しまして、浮き方が習得できるように取り組んでいるところでございます。

また、小学校では高学年が対象となりますが、日本赤十字社高知県支部や南国消防署の職員を講師に招聘し、水上安全法や着衣水泳に取り組みながら浮き方のコツ、泳ぎの基本や自己保全対策にも努めているところでございます。

土居議員から御提案いただきましたライフジャケットの着用につきましては、海や川の安全対策に大変有効ではあると考えますが、本市では海や川に子供だけでは行かないと指導しておりまして、ライフジャケットを着用すれば海や川に行ってもよいという捉えにつながりはしないかという考えを持っているところでございます。

続いて、交通安全指導について、先ほど危機管理課長の答弁を補足する形で御答弁を申し上げます。

市内全小中学校では、南国市交通安全市民会議主催の交通安全教室を毎年春に実施をしております。平成26年度からは、より実践的な交通安全教室の実施を目的に高知市比島の交通公園を活用した交通安全教室を実施していただいております。本年度は久礼田小学校と三和小学校の2校が参加をしております。

また、危機管理課の市政報告にもありましたように、新たに夏休みを利用した南国市交通安全市民会議主催により南国自動車学校での自転車安全教室の開催もしていただいております。より実践的で有効的な取り組みであるというふうに考えております。土居篤男議員の御指摘にありましたように、今後におきましても関係機関との連携により、より専門的でより実践的な安全指導に取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 土居篤男議員の持ち時間が6分となっておりますので、簡潔に質問をお願いします。土居篤男議員。

○18番（土居篤男） さすがに項目が多いですので、もう質問時間がなくなりましたが、何点か。

TPP、貿易自由化の問題では、国営ほ場整備事業もその一環だということなのですが、国営ほ場事業が入らない中山間の農業の問題もありますし、国営ほ場整備事業だけではなくて、しっかり中山間を捨てずにやるか、雇用対策も考えてもらいたいと。

それから、高齢化問題につきましても、若干高齢化することは見通しておりますよと、健康寿命を長くするために施策をしているということで、私がもう少し10年ばあたら、ひょっとお世話にならないかもしれませんが、そのときには十分な受け入れ態勢ができているものと思っております。期待をしております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、ほ場整備事業の問題では、もう田んぼではないです。基盤が出て、トラクターの爪はかからん、こういう状態ですので、普通にそれに課税もされるし、それでは実際もう農業できません、あるほ場ではね。ですので、これは何としても何か事業を導入をしてもらいたいと。

それから、農舎の既存宅地では、法律に従ってかけているということなのですが、現実にはもうこれから先も農舎以外は考えられない、農業を続ける限り、その家の経営が考えられないのに、評価基準がそうだから宅地課税はしますということをや何か市長サイドで軽減をする方策はないかということをや、もう答弁時間ありませんが、もしそんなものは一切ありません、評価基準に従って評価する以外はありませんというのであれば、弁護士に相談して、訴訟を起こす以外にないと思ひます。いつどうやって訴訟を起こすかはまた担当課に税務課にも相談をしながらやっていきたいと思ひますが。相手が市になるのか、国になるのかわかりませんが、やっていきたいと思ひます。

もう時間ありませんので、ほ場整備の補修の問題、既存宅地課税の問題、高齢化問題、最後によろしくお願ひを申し上げまして、私の一般質問を終わります。どうも長時間にわたりありがとうございました。

—\*—

○議長（岡崎純男） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

明12日の議事日程は、一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて延会いた

します。

御苦労さまでした。

午後 2 時51分 延会